

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 01 ラムサール条約推進事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

01 ラムサール条約推進事業

施策

1 事業の目的

我が国最大の汽水域である中海・宍道湖は、淡水化事業の中止後、ラムサール条約湿地に登録（H17.11.8）された。平成22年は、国際生物多様性年であるとともに、ラムサール条約湿地登録5周年を迎える年である。また、両県知事が中海を両県共有の貴重な財産として、次代に引き継ぐ協定を締結したスタートの年である。本事業は、関係自治体・NPO・地域住民等が参加し、条約の趣旨である「環境保全」や「賢明な利用（ワイズユース）」の「しくみづくり」について、交流・学習・普及啓発に取り組むことにより、意識のさらなる高揚を図り、豊かな恵みを次世代へ引き継ぐことを目的とする。

2 事業の内容

(1) こどもラムサール全国湿地交流会

○概要

- ・平成19年度に中海・宍道湖で「全国大会」を実施し、平成22年度は「ラムサール条約5周年記念事業」を鳥取・島根で連携して実施。
- ・交流を単発で終わらせないため、次世代を担うリーダー育成を目的として、全国の湿地からこどもたちを中海・宍道湖へ招き、交流を図る。

○開催コンセプト

- ・楽しく学ぶ
- ・招聘するこどもたちは、「コウノトリ」の飛行ルートである「琵琶湖(登録湿地)、豊岡(湿地登録を検討中)」及び都会での自然活動という視点から「谷津干潟」とする。

○開催日

- ・平成23年10月8日(土)から10日(日)(※10日(月)は招聘者の帰路移動日とする)

○参加者等

- ・約60名（3湿地×5名、ゴビウス15名、イオン5名、水鳥公園25名）
- ・対象は、湿地に関する活動を実践する小学校中学年から高学年程度の児童

(2) ラムサール条約リレーシンポジウム

【鳥取県】

- ・夏休み・冬休みのこども中心とした自由課題等にも対応できる企画とする。
- ・むきばんだ史跡公園、水鳥公園の観察学習を含めて、教育と環境のコラボによる企画とする。
- ・広報は、水鳥公園こどもラムサール、イオンチアーズクラブ、成実小学校(西部総合が環境学習を実施)米子

市環境をよくする会、環境にやさしい農業取組み団体等を中心に行う。

【鳥根県】

- ・「神々の国しまねー古事記1300年」事業にちなみ、ラムサール湿地である宍道湖・中海周辺の歴史や両湖の自然の今昔を学ぶ。
- ・両湖のいにしえについて認識を深め、両湖の幅広い賢明利用を進める素材としていく。

開催月	主催県	場所（予定）	テーマ(全て仮称)	講師候補等
8月 12日	鳥根県	むぎぼんだ史跡公園	昔の中海	むぎぼんだ史跡公園文化財主事 公文館・博物館 学芸員
9月 25日	鳥根県	ホテル白鳥	出雲風土記にみる中海・宍道湖周辺の生活	古代文化センターまたは埋蔵文化財センター職員等
10月 8-10日	鳥根県	米子水鳥公園	全国子どもラムサール	琵琶湖、豊岡、谷津干潟
11月 13日	鳥根県	ホテル白鳥	自然・歴史のポイントを巡るバスツアー	古代文化センターまたは埋蔵文化財センター職員等
1月 14日	鳥根県	米子水鳥公園～ 米子鬼太郎空港	今の中海	米子水鳥公園 神谷指導員 海中景観研究所 新井所長
2月 18日	鳥根県	くにびきメッセ	汽水域の魚たち 子どもラムサール発表	さかなクン

(3) 中海・宍道湖一斉清掃

- H18年度から、両県関係自治体が連携実施（H21年度は沿岸住民約7,433人が参加し、約27tを回収）
- H23年度は松江市（波入港親水公園）をメイン会場に、両県合同の開始式を行う（H18：松江市、H19：米子市、H20：安来市、H21：境港市、H22：東出雲町）

3 事業の現状及び課題

(1) ラムサール条約湿地への登録

鳥根県と鳥根県にまたがる中海は、平成17年11月に国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録され、その趣旨である「自然環境の保全」と「賢明な利用（ワイズユース）」を推進していくことが、求められている。

※2010年2月2日現在、締約国159ヶ国、登録湿地数1,886ヶ所、日本国内は37箇所。

◎中海の賢明な利用とは

「中海」の生態系がもつ特徴をこわさない方法で、「中海」の与えてくれる恵みを将来の世代に引き継ぐよう持続的に活用して行くことであり、漁業資源の利用、スポーツ利用、観光利用、周辺農地の利用、環境教育の場としての利用等を含む。

(2) 中海における現状や課題

○中海は、堤防開削、自然再生、漁業、治水など、様々な分野で問題を抱えており、水質改善だけでなく、全体的な問題を認識しつつ、それぞれの問題に対して地域住民や関係機関との協働により対処することが必要。

○平成22年4月22日、中海会議が設置され、2省2県4市町（国(国土交通省、農林水産省)、県(鳥根県、鳥取県)、市町(米子市、境港市、松江市、安来市、東出雲町)が構成員となり、①堤防、護岸整備、②水質及び流動、③農地の排水不良、④利活用等を協議していくこととなった。

○平成21年度末、第5期湖沼水質保全計画の策定し、長期ビジョン（およそ25年後の中海の望ましい将来像）については、個々の数値で表現するのではなく、水中から水辺にいたるまでの理想的な姿や周辺の景観などとのマッチングなど、トータルな姿として設定したところ。

○中海会議の設置により、これまでのNPO団体などを中心とした粘り強い取り組みの継続やアマモ造成等事業への新たな支援により、中海において行動を起こす気運は、高まりつつある。

実績

(1) 子どもラムサール全国湿地交流会 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?moduleid=349998#moduleid349998>

平成22年度は中海・宍道湖ラムサール条約湿地登録5周年記念として「北東アジア子ども交流」を実

施し韓国のこどもたちと交流したが、平成23年度は日本国内で活動をするこどもたちとの交流を実施した。

交流では、「コウノトリ」の飛行ルートである「琵琶湖、円山川下流域」及び都会での自然活動という視点から「谷津干潟」周辺で活動しているこどもたちを招き、各湿地の活動報告、水鳥公園内での湿地クイズラリー、古代中海の貝殻レプリカ作り、湿地の生き物カルタ取り、中海でのゴズ釣り等を行った。また、それぞれが感想を書き込んだ黄色いハンカチをつなぎ合わせ、絆を深めた。

○開催日

・平成23年10月8日(土)9日(日)

○開催場所

・米子水鳥公園

○参加者等

・73名(湿地に関する活動を実践している小学校中学年から高学年程度の児童を対象)

(2) ラムサール条約リレーシンポジウム

開催月	場所 (参加者数)	テーマ	講師・内容等
鳥取県 平成23年8月12日(金)	中海及びむきばんだ史跡公園 (28名)	古代・昔・ちょっと昔の中海を感じよう!	・中海クルージング ・むきばんだ文化財主事⇒昔の生活 ・鳥取県公文書館専門員⇒海藻刈り
島根県 平成23年9月25日(日)	道の駅秋鹿なぎさ公園 (35名)	宍道湖・中海の自然とその歴史	・埋蔵文化財調査センター⇒昔のくらし ・古代文化センター⇒出雲風土記・神話 ・宍道湖自然館⇒生き物調べ
島根県 平成23年11月13日(日)	宍道湖周辺 (33名)	宍道湖・中海の自然とその歴史を巡る(バスツアー)	・西川津遺跡⇒埋蔵文化財調査センター⇒ゴビウス⇒出雲大社
鳥取県 平成24年1月14日(日)	米子水鳥公園 (42名)	中海の水中の様子や魚・貝・水鳥を見てみよう!	・海中景観研究所所長⇒水中映像 ・米子水鳥公園指導員⇒公園散策、水鳥の食べ物調べ、自然観察
島根・鳥取 平成24年2月18日(土)	くにびきメッセ (約500名)	中海・宍道湖を学び、楽しもう! さかなクンとともに	・子どもたちの活動発表 ・ゴビウス・水鳥公園職員⇒自然紹介 ・さかなクン⇒中海・宍道湖の生きものナビ

(3) 中海・宍道湖一斉清掃 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=168484>

6月の環境月間にあわせ、ラムサール条約の趣旨である「環境の保全」と「賢明な利用(ワイズユース)」に対する地域住民の意識高揚等を図るため、鳥取・島根両県及び関係自治体、地域住民との協働により、6月12日(日)に実施した中海・宍道湖沿岸の一斉清掃の実施結果は、参加者7,976名、ゴミ17.8トンを回収した。

(開始式 H18:松江市、H19:米子市、H20:安来市、H21:境港市、H22:東出雲町、H23:松江市)

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7870

参考URL

鳥取県生活環境部のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45826>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 02 中海水質浄化対策推進

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

02 中海水質浄化対策推進

施策

1 事業の目的

中海に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、中海の水質保全を図る。

2 現状及び課題

鳥取県及び島根県では、中海の水質保全のため、平成元年度以降、下水道の整備等の各種水質保全施策をとりまとめた「中海に係る湖沼水質保全計画」を策定し、関係機関、関係市町、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

平成21年度には第5期計画(平成21～25年度)を新たに策定してより一層の水質保全施策を計画しているが、未だ湖沼環境基準の達成には至っていない。そのため本計画の推進を図るとともに中海会議等で検討される水質改善方策についても取り組む。

3 事業内容

- (1) 第5期「中海に係る湖沼水質保全計画」に基づく施策評価など
- (2) 中海会議(鳥取・島根両県及び中海周辺4市1町及び国土交通省)における一層の水質改善のための方策の検討
- (3) 中海水質汚濁防止対策協議会(鳥取・島根両県及び中海周辺4市1町)の運営
- (4) 住民参加型の水質調査等の実施
- (5) 海藻刈りによる栄養塩循環システムのモデル構築検討事業(島根県との連携事業)
- (6) 中海の地下湧水水域の環境モニタリング
- (7) 環境にやさしい農業推進に関する普及・啓発の取り組み

実績

平成23年度実績

- ・第5期「中海湖沼水質保全計画」に基づき生活排水処理施設の整備等の各種浄化事業を推進した。
- ・中海会議(鳥取・島根両県及び中海周辺4市で構成)を開催し、一層の水質改善のための方策を検討した。
- ・中海水質汚濁防止対策協議会(鳥取・島根両県及び中海周辺4市で構成)の運営を通じて、水質浄化に向けた各方面の取組を促進した。
- ・地域住民の方に参加いただく水質調査を通して、中海への関心・理解を一層深めてもらうための取り組みを実施した。
- ・NPO法人等が主催する中海環境保全に関するイベント等に「みんなで守る中海の自然環境保全推進事業補助金」として資金助成を行った。
- ・海藻刈りによる栄養塩循環システムモデル構築事業を委託により実施した。(島根県との連携)

・中海からの地下湧水水域について、水量・水質等の調査を委託実施し、今後の浄化対策の基礎データとした。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20225>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 03 東郷池水質浄化対策推進

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

03 東郷池水質浄化対策推進

施策

1 事業の目的

東郷池に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、東郷池の水質保全を図る。

2 現状及び課題

東郷池の水質保全を図るため、従来から下水道、農業集落排水施設の整備などの種々の対策を講じ、東郷池への汚濁負荷削減を図ってきた。

平成18年度に、湖内直接浄化対策や農地からの流入汚濁抑制対策等の各種水質保全施策をとりまとめた「東郷池水質管理計画」を策定し、湯梨浜町、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

しかしながら、水質環境基準の達成には至っておらず、水質管理計画に基づき、引き続き各種水質保全施策を推進する必要がある。

3 事業内容

- ・第1期「東郷池水質管理計画」(平成18～27年度)の推進
- ・東郷池の水質浄化に向けたアクションプログラムの見直し策定作業
- ・環境にやさしい農業推進に関する普及・啓発の取り組み

実績

平成23年度実績

第1期「東郷池水質管理計画」等に基づき各種浄化施策を推進した。

22年度までの行動計画であった「東郷池の水質浄化に向けたアクションプログラム」を見直し、23年度から27年度までの「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム」を策定した。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=2022>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 04 湖山池水質浄化対策推進

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

04 湖山池水質浄化対策推進

施策

1 事業の目的

湖山池に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、湖山池の水質保全を図る。

2 現状及び課題

湖山池の水質保全のため、平成3年度以降、下水道の整備等の各種水質保全施策をとりまとめた「湖山池水質管理計画」を策定し、鳥取市、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

現在、平成13年度に策定した第2期水質管理計画を推進してきたところであるが、水質環境基準の達成には至っていない。

このような背景のもと、平成22年度には、鳥取県と鳥取市で「湖山池会議」を設置して、湖山池の将来の望ましい姿(将来ビジョン)の検討を重ねてきている。

今後の更なる水質改善には、行政の取組だけでなく、地域住民の理解と参加が不可欠となるため、平成23年度は、地域住民の意見を踏まえた湖山池の将来の望ましい姿や住民から見てわかりやすく積極的な参加が期待できる新たな指標の検討などを含め、新たな第3期水質管理計画の策定に取り組んでいる。

3 事業内容

- ・第2期「湖山池水質管理計画」(平成13～22年度)の評価と次期第3期計画策定に向けた取り組み
- ・鳥取県、鳥取市の協働設置の「湖山池会議」における「将来ビジョン」策定の検討など
- ・新たな水質浄化施策の検討など(ウエットランド造成検討など)

実績

平成23年度実績

- ・第3期「湖山池水質管理計画」の策定作業に着手した。
- ・のべ4回の湖山池会議を開催し、将来ビジョン策定に向けて実施した「水質シミュレーション」、「市民アンケート」、「農業者の営農意向アンケート」に関する事項及びその結果等についての検討・協議を重ねた結果、平成24年1月に湖山池将来ビジョンを策定し、今後20～30年後の望ましい姿や目標を設定して、各主体の浄化に向けた取組内容を提示して、環境改善に大きく動き出した。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20225>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 05 湖山池漁場環境回復試験

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

05 湖山池漁場環境回復試験

施策

1 事業の目的

県が行っている塩分導入試験に対する魚類への影響、水質の変化を把握するとともに、重要魚種の資源状況把握及び水産振興策としてのシジミ増殖の可能性を検討する。

2 事業の内容

○塩分導入影響調査

資源変動調査・・・定置網により魚類相、分布量の変動を把握し、塩分導入との関係を検討する。

○環境調査・・・池内の水質(塩分・DO・水温)を測定し、塩分導入が湖内の環境へ与える影響を把握する。

○ワカサギ・シラウオ増殖試験

産卵状況の把握および仔稚魚の分布状況を把握し、増殖策を検討する。

○ヤマトシジミ増殖試験

湖内の塩分濃度上昇に伴い、シジミ増殖の可能性と漁業化の可能性を検討する。

3 事業の現状及び課題

○塩分導入影響調査

魚類の種類数はこれまで若干増加傾向にあったがH22年は減少した。水質は6月から9月にかけて池底部に低酸素層が確認された。湖内の環境悪化を防ぐ方策が必要である。

○ヤマトシジミ

池内で稚貝が育っていることが確認された。今後は漁業として成立するほどシジミが増えるか見極める必要あり。

○ワカサギ・シラウオ

ワカサギは流入河川内でのみ産卵。シラウオは底質が砂の場所で、池の広範囲に産卵。



湖山池で生まれたヤマトシジミ

実績

○塩分導入影響調査

魚介類の種類数は昨年に引き続き減少した。
湖山川水門によるワカサギの遡上阻害は軽減した。

○ヤマトシジミ

池の東側でH22年生まれの稚貝が4～6月にかけて確認されたが、7月以降は確認されなくなった。

○ワカサギ・シラウオ増殖試験

卵・仔魚ともH22年より多く採捕されたが漁獲量は減少した。

連絡先

栽培漁業センター生産技術室 電話0858-34-3321

参考URL

鳥取県栽培漁業センターのwebサイトより

[「栽培漁業センター」](#)

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154053>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 06 内水面漁場環境保全事業

🟢 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

06 内水面漁場環境保全事業

施策

1 事業の目的

湖山池・東郷湖において漁場環境の改善を図るため、漁業者が湖底のゴミ回収を、また漁業者とボランティアが連携して湖面及び湖岸のゴミ回収を行い、地域住民の環境保全意識を高める。

2 事業の内容

湖山池漁協及び東郷湖漁協が実施する湖底・湖岸清掃に対して支援する。

(1) 湖山池

- ・湖底、湖岸清掃
- ・ボランティアによる湖岸清掃

(2) 東郷池

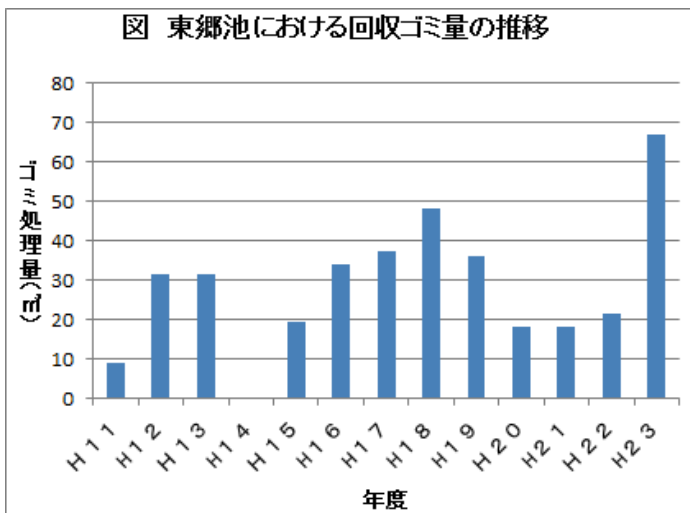
- ・湖底清掃

3 事業の現状及び課題

- (1) ゴミ量の減少により湖沼環境が改善され、シジミ等の漁業資源の増加が見込まれる。
- (2) 漁業者、ボランティア団体の漁場環境保全意識が向上する。
- (3) 地元による漁場環境保全体制が構築されるような仕組みづくりが課題。

実績

		単位: ?												
		年度												
場所	事業実施主体	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
湖山池	鳥取市 (H18年度まで) 湖山池漁協 (H19年度～)	33	41.5	21	13.5	29	43	5.87t	8.48t	6t	16.4t	1.78t	1.42t	2.3t
東郷池	湯梨浜町 (H18年度まで) 東郷湖漁協 (H19年度～)	8.9	31.6	31.6	-	19.35	34.1	37.4	48	36	18	18	21.6	66.8
主な回収ゴミ		タイヤ、自転車、肥料袋、弁当箱、流木、ペットボトル、空き缶など												
注)		H17年度から、湖山池における回収ゴミ量はt(トン)で把握。												



連絡先

農林水産部 水産振興局 水産課 漁業振興担当 電話0857-26-7317

参考URL

鳥取県水産課のwebサイトより
「水産課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=44462>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 07 生態系に視点を置いた湖山池の汚濁機構の究明に関する研究

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

07 生態系に視点を置いた湖山池の汚濁機構の究明に関する研究

施策

1 事業の目的

湖山池においては、水質管理計画に基づく浄化事業の実施にもかかわらず、水質改善が進展していない。また、カビ臭原因プランクトンの発生や ヒシの増大等新たな事象が発生している。一方、水質汚濁には、食物連鎖や栄養塩の供給等、生態系全体が大きく関係しており、従来の汚濁機構に係る個別の検討だけでは、汚濁機構の全体像をとらえることは困難であり、生態系の視点を踏まえて検証する必要がある。

そのため、生態系等に特に視点を置いて湖山池の汚濁機構の検証を行い、今後の水質浄化手法の検討に資する。

2 事業の内容

次の視点を踏まえながら、近年特に重要であると指摘されている生態系に着目して湖山池の汚濁機構を検証する。

【視点】

- (1)マクロ的視点(生態系全体の健全性の検証)
- (2)ミクロ的視点(カビ臭原因プランクトンの増殖特性の把握等)
- (3)現場の視点(地域住民等からの情報収集・整理)
- (4)先例事例の視点(参考となる効果的対策事例)従来の汚濁物質の収支やアオコ形成プランクトンに対する個別の検討だけではなく、生態系等に視点を置いて湖山池の汚濁機構を検証する。

【内容】

- (1)過去からの生態系構成要素に係るデータ収集
- (2)現状の水質・プランクトン発生状況の把握
- (3)カビ臭原因プランクトンの増殖特性把握及び抑制策の検討
- (4)生態系回復目標および再生手法の検討

3 事業の現状及び課題

主に湖山池の生態系の現状を捉えることに重点を置いて現地調査等を行い、異常繁茂したヒシ帯では表層部から貧酸素状態となっていること、カビ臭原因プランクトンとアオコ形成種とは別物であること等を確認した。また、動物プランクトンや底生動物の消長等を把握した。今後は貧酸素領域の形成過程の解明、カビ臭原因プランクトンの増殖要因解明等に重点的に取り組む。

実績

湖山池の生態系の現状を捉えるための水質、底質等の現地調査等を行うとともに、過去の水質等のデータを収

集・解析した結果、過去に湖内環境の激変期があり、その後アオコが多発するような現在の汚濁した姿になったことが明らかになった。併せて、かつての湖山池には、東側に汽水性に富む環境と西側に淡水性の強い環境が存在したと推定できた。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 08 中海におけるサルボウ場の再生に関する研究

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

08 中海におけるサルボウ場の再生に関する研究

施策

1 事業の目的

中海再生の機運が高まる中、かつての中海を象徴したサルボウ(二枚貝)の再生に対する期待が高まる中、サルボウの稚貝放流適地を決める上での情報やサルボウ再生の指針作成への判断情報を提供することで中海再生に資する。

2 事業の内容

サルボウの放流適地マップの改良

3 事業の現状及び課題

現状の中海に稚貝を放流・生育させて再生することを念頭に、サルボウの成貝や稚貝の貧酸素や塩分濃度変化への耐性等について室内実験で把握して現地環境データと併せて解析し、稚貝放流適地のマップを試作した。現地放流試験や放流後の追跡調査等を実施し、再生を目指す。

実績

試作した稚貝放流適地マップを現地で簡易に使えるように、「適地」とされた場所を含む周辺区域で底質や水質等を調査・解析し、湖底底質の土色で「適地」を判断できるように改良した。また、サルボウの貧酸素耐性機構解明のための生化学分析を実施し、サルボウ再生実用化のための目標とする知見が得られた。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 09 中海におけるコアマモ場の再生方法に関する研究

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

09 中海におけるコアマモ場の再生方法に関する研究

施策

1 事業の目的

中海の自然再生の柱であり、中海の藻場再生で有力なコアマモ場の再生技術の開発を目的とする。

2 事業の内容

(1) 種子を用いたコアマモ場再生技術の開発

種子の生産性と発芽率が低いとされるコアマモの発芽特性等を解明し、自生地を荒らす恐れのない、種子を用いた移植用苗生産によるコアマモ場再生技術の開発を目指す。

(2) 再生活動の技術的支援のため、NPO等関係者への技術移転

実績

コアマモ場の遺伝的多様性とそこから採取される種子の発芽率との関係の解明に取り組み、遺伝的多様性が大きいコアマモ場から採取される種子の方が発芽率が高いという発芽特性を解明できた。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 10 光触媒を利用した水質浄化手法の研究

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

10 光触媒を利用した水質浄化手法の研究

施策

1 事業の目的

湖沼の汚濁指標であるCODの半分程度が難分解性有機物であり、湖沼の環境基準の達成のためには難分解性有機物を浄化する必要がある。

難分解性有機物は従来の手法での除去等が困難であるため、強い酸化力を持ち、各種の有機物を分解可能である光触媒による難分解性有機物の分解除去を目的とする。

2 事業の内容

(1) 湖水を対象とした光触媒の室内実験により、次の事項を検証

- ・湖水中の難分解性有機物の分解性
- ・有効な分解率のための必要な条件: 接触時間、必要面積など
- ・植物プランクトンなど難分解性有機物以外の物質の分解性
- ・実用化に当たっての問題点・課題の把握

(2) 実用化の可能性が明らかになれば、実験水路で実証試験を実施

3 事業の現状及び課題

市販品を上回る難分解性有機物の分解特性を有する光触媒(粉体)を作製できた。ただ、現場での使用を踏まえて基材(瓦)に担持加工したところ、性能が発揮できなくなることが判った。今後は担持に伴う変化や光条件等を詳細に把握しながら担持方法の改善や光触媒の改良を行い、実用化を目指す。

実績

光触媒自体の性能を高めるため、太陽等の光エネルギーをより効率的に活用でき、物性的にも従来品よりも扱いやすい「可視光応答光触媒」を作製した。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 11 水環境を守る肥料の低投入・低流出稲作技術の開発

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

11 水環境を守る肥料の低投入・低流出稲作技術の開発

施策

1 事業の目的

水稲作においてリン酸投入方法の改善および窒素・リンなどの富栄養化物質の流出低減技術を確立し、環境保全型農業の推進、水環境の向上および生産コストの低減を図る。

2 事業の現状及び課題

(1) 県内の主な湖沼では富栄養化物質の窒素、リンが多く、特にリンは近年増加傾向にある。農業分野においても環境負荷低減努力が必要。

(2) 昨年、リン酸肥料の価格高騰により、リン酸肥料の施用法改善は、生産コスト低減技術として生産現場から注目されている。

(3) 水稲作では、①リン酸の過剰施用による障害は現れにくいことによるリン酸肥料の多投入②代かき水の落水による肥料流出等の改善が求められている。

3 事業の内容

(1) リン酸投入量の低減化技術の確立

ア リン酸肥料の施用法の改善試験

リン酸資材の施用基準の見直しについて検討を実施。

イ 水質汚濁が少ないリン酸肥料の検討

熔りん等の水溶性リン酸が少ない緩効性リン酸肥料の施用効果を検討する。

(2) 河川への排水量を減らす栽培法の確立

ア 節水代かき栽培導入時の圃場管理手法の確立

水田からの負荷量の40%以上を占める濁水の流出を減らすため代かきによる濁水を生じない無代かき栽培について検討する。

イ 既存の暗渠排水を利用した鳥取型地下灌漑システムの活用

水管理方式の変更(表面排水→地下暗渠排水)による負荷低減の検討を行う。

実績

1) リン酸投入量の低減化技術の確立

(1) リン酸肥料の施用法の改善試験(現地: 鳥取市金沢)

作付け前に土壌分析を行い、トルオーグリン酸量と施肥リン酸量の違いが生育・収量に与える影響を調査した。トルオーグリン酸量が15.0mg/100g、24.0mg/100g、37.6mg/100gの3ほ場を選定し、各ほ場内にリン酸慣行区(リン酸7.2kg/10a)、リン酸減量区(同3.0kg/10a)、無リン酸区(同0kg/10a)を設定した。本年は試験2年目である。

各ほ場ごとの処理区間で生育・収量・品質における影響はみられなかったが、土壌中のトルオーグリン酸は減少する傾向がみられた。

今後、施肥リン酸を低減した場合、土壌中のトルオーグリン酸量の推移を把握しておく必要があるが、リン酸低減2年であれば、施肥リン酸を低減できる可能性があると考えられた。

2) 水質汚濁が少ないリン酸資材の検討

(1) ようりんの施用効果

熔りん等の水溶性リン酸が少ない緩効性リン酸肥料である「ようりん」を施用し、水稻の生育・収量および田面水への溶出について調査を行った。

ようりん施用区(リン酸5.6kg/10a)、苦土重焼燐施用区(同5.6kg/10a)を設定した。施肥・耕起は5月16日、代かきは5月23日、移植は5月26日に行った。

ようりん施用区、苦土重焼燐施用区で田面水中のリンの溶出パターンに違いはみられなかった。また、ようりん施用区、苦土重焼燐施用区で水稻の生育・収量・品質は同等であった。

3) 河川への排出量を極端に減らす栽培法の確立

(1) 「節水代かき」の検討(現地 栽培実証)

「節水代かき」は、豪雨による増水でもフローしにくいほか、田植え時の落水も不要となるなど、河川への排出量の削減が期待される代かき方法で、代かき入水前の見かけの作土厚の8割(慣行は10割)を目安の水位としている(検討2年目)。

現地(鳥取市堤見)での代かき実演ほ場で「節水代かき」を、隣接のほ場で「慣行代かき」を行った。

田植機の設定は同条件で、「節水代かき」は土壌表面が固めで、植付け深さがやや浅く、欠株がやや多かったが、植付姿勢はよく、全般に移植精度に大差なかった。生育、収量、品質、田面の均平、残草量とも同等で、問題はみられなかった。

4) 地下かんがいシステムによる流出負荷の低減手法

水田から河川への流出負荷を低減するため、地下かんがいシステム(FOEAS)を用いた水管理による効果を検証した。

その結果、田面排水に比べ作土層および暗渠疎水材を通した暗渠排水の方が排出水のCODが小さい傾向があった。しかし、供試ほ場の作土層の浸透性が小さかったため、田面余剰水の排水および地下かんがいによる給水が迅速に行われず、設定水位に加減が難しいことが分かった。

連絡先

農林水産部 農林総合研究所農業試験場 環境研究室 電話0857-53-0721

参考URL

鳥取県農林総合研究所農業試験場のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47767>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyurikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 12 内水面漁場外来魚被害対策事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

12 内水面漁場外来魚被害対策事業

施策

1 事業の目的

一般県民に対して外来魚防除の必要性について普及啓発を行っていく。

2 事業の内容

外来魚問題に関する情報の収集および、一般県民と協働して取り組む外来魚駆除への参画。

3 事業の現状及び課題

これまで外来魚の繁殖が問題とされた湖山池では塩分濃度の上昇に伴い外来魚(ブルーギル)は減少傾向にある。

実績

一般県民への普及啓発と情報収集を行った。

連絡先

農林水産部 水産振興局 水産課漁業振興担当 電話0857-26-7317

参考URL

鳥取県水産課のwebサイトより
「水産課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=44462>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 01 自然公園等管理費

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

01 自然公園等管理費

施策

1 事業の目的

自然公園法の目的である「優れた自然の風景地の利用の増進」を実現し、安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園 施設、自然歩道の適切な管理、整備・修繕等を実施する。

2 事業の内容

(1) 自然公園施設、自然歩道の整備・修繕(13, 422千円)

安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園施設、自然歩道の整備・修繕等を行う。

(2) 公衆便所、自然歩道等の管理委託等(14, 688千円)

快適に自然公園を利用してもらえるよう自然公園内の公衆便所の清掃、自然歩道の草刈り等に要する経費や施設設置に係る土地の借り上げを行う。

(3) 国立公園清掃活動費補助金(2, 870千円)

自然公園法19条「清潔の保持」の趣旨に基づいて、国立公園内の清掃活動等を行う団体に対して、国、県、市町村が費用負担をして日常清掃に要する経費を助成する。

3 事業の現状及び課題

(1) 県内には、国立公園(2箇所)、国定公園(2箇所)、県立自然公園(3箇所)があり、これら自然公園の総面積は49,061ha、県土の14%を占めている。

(2) 自然公園法、鳥取県立自然公園条例において、優れた自然の風景地を保護するため、一定の行為を制限する規制が設けられている。

(3) 一般の公園利用者は、自然公園内における規制の内容を知らないことが多く、悪意はなくとも結果的に違法な動植物採取等が行われる場合がある。

このため、地元市町村・警察署などと合同で違法採取防止のパトロールと動植物採取防止の呼びかけを行っている。

(4) これまでは修繕工事を行う場合でも、局所的、対症的な対応になっており、面的・計画的に整備を行っていない面があったため、平成21年度から実施している自然公園施設・自然歩道に係る総点検、危険性・利便性等を考慮した点数評価により、全県下での優先順位を整理した上で改修・修繕を行うこととしている。

実績

自然歩道を安心・快適に利用していただくため、歩道の草刈り・修繕はもとより、沿線の公衆トイレ・休憩舎等の維持管理を行った。

定期的にも実施している吊り橋の点検についても実施し、安全性の確認を行った。

山陰海岸ジオパークは平成22年10月に世界ジオパーク加盟が実現。自然歩道の観光・教育等への一層の活

用に資するため、沿線の案内板、解説板、指導標についてジオパーク仕様に更新した。
また、自然公園内の行為等に係る許認可等を行い、自然保護行政の推進に努めた。

連絡先

生活環境部 公園自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

鳥取県内の自然公園
とりネットより「公園自然課」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45320>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

 **鳥取県生活環境部環境立県推進課**
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194
E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 02 自然保護監視事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

02 自然保護監視事業

施策

1 事業の目的

自然公園や県自然環境保全地域等での巡視活動や自然保護思想の普及啓発等を行うため、各総合事務所に「鳥取県自然保護監視員」を配置するとともに、「鳥取県自然保護ボランティア」制度なども活用しながら、県下全域で自然保護行政を推進していく。

2 事業の内容

(1)「鳥取県自然保護監視員」の配置(12,361千円)

5名の自然保護監視員(非常勤職員職員)を東部・中部・西部・日野総合事務所に配置し、所管の地域での巡視活動や公園利用者への普及啓発活動等を行う。

(2)「鳥取県自然保護ボランティア」制度の運用(368千円)

自然保護に関心のある方を登録制の自然保護ボランティアに任命し、自然保護に関する情報提供や県の自然保護活動等へ協力していただき、本県の自然保護の一助とする。

また、自然保護ボランティアの資質向上に向けて、研修会等を開催する。

3 事業の現状及び課題

平成19年度のボランティア制度の導入以降、登録者数は増加しているが、最近はやばい傾向が続いている。(現在の登録状況105名)

ボランティアの確保に向けて、PRの機会や学生などへの制度紹介など幅広い対象に向けた啓発が必要。

実績

・自然保護行政の適正かつ効率的な実施のため、平成18年度から創設した自然保護監視員制度を補完するものとして、新たに「鳥取県自然保護ボランティア制度」を創設した。(登録者数113名(平成23年度末現在))

・自然保護監視員と自然保護ボランティアの連携により、監視指導体制の充実を図った。

連絡先

生活環境部 公園自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

1 自然保護監視員のブログ

- (1) とりネットより「東部総合事務所生活環境局」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37058>
 - (2) とりネットより「中部総合事務所生活環境局」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=75809>
 - (3) とりネットより「日野総合事務所福祉保健局」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=145929>
- 2 第2期鳥取県自然保護ボランティアの募集

とりネットより「公園自然課」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=81262>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

 鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 03 大山オオタカの森保全事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

03 大山オオタカの森保全事業

施策

1 事業の目的

鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承することを目的として、森林整備を実施してオオタカの営巣に適する環境を作る。

2 事業の内容

(1) 営巣環境整備事業

- ア マツクイムシ被害拡大防止のため森内の被害木を駆除
- イ 営巣に適したアカマツの大径木を育成するための立木密度調整
- ウ 飛翔空間確保のためにマツの樹冠下の亜高木(広葉樹)を伐採
- エ オオタカの狩り場確保のためのパッチ(広場)作り

(2) 下草刈り等管理業務

- ア 観察路等の草刈
- イ 標識・看板等の点検清掃

(3) 森林内環境モニタリング調査

- ア 植物調査
- イ 鳥類調査
- ウ オオタカの生息調査

3 事業の現状及び課題

平成13年に県が土地を取得後、条例の設置、観察路等の整備を行い、平成18年から計画的にオオタカの営巣環境に適した森林整備を継続実施している。

自然保護意識の啓発の場等としてのPRも重要となるが、オオタカの生息に配慮しない多人数の利用は禁物で、保護と利用のバランス調整が難しい。

実績

平成23年2月に「大山オオタカの森協議会」を開催。

・平成23年度に委託した、大山オオタカの森の生態系調査結果を参考とした有識者の提言を参考とし、オオタカの営巣環境に適した森林整備を継続して実施。

連絡先

西部総合事務所 生活環境局 生活安全課
動物・自然公園係 電話0859-31-9320

参考URL

鳥取県西部総合事務所生活環境局のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=6128>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

 **鳥取県生活環境部環境立県推進課**
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194
E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 04 特定鳥獣保護管理事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

04 特定鳥獣保護管理事業

施策

1 事業の目的

個体数が増加して農林業被害や生態系被害が増加しているイノシシ・ニホンジカ・カワウ等及び個体数が減少して絶滅のおそれが危惧されるツキノワグマ等について、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第7条に基づく特定鳥獣保護管理計画の策定・検討、計画実行並びに科学的調査に基づく検証を行い、被害軽減、保護等を推進する。

2 事業の内容

本年度は、昨年度人身被害が発生したツキノワグマについては、保護管理計画を前倒しで見直しを行うほか、捕獲者養成を充実させ農林業被害や生態系被害防止に努める。

(1) 保護管理計画検証のための検討会の開催等

生息状況等調査(継続)を実施し、その調査結果に基づき保護管理検討会を開催し計画を検証する。

(2) 生息状況調査の実施

生息情報、被害情報の整理及び行動分析を専門機関に委託等して実施する。

(3) カワウ生息実態調査の実施

県内のカワウの生息数を調査し、各種対策の基礎資料とするほか、保護管理計画策定の是非を検討していく。

(4) 捕獲者の養成

イノシシ、ニホンジカ等の個体数調整等を担う狩猟免許者の確保対策を実施。

※特に狩猟免許を取得のための講習会等を開催する。

(5) ツキノワグマ対策の推進

ア ツキノワグマ追跡調査員(非常勤職員)を配置し、学習放獣の効果確認のため、電波発信器による行動把握を行う。

イ 錯誤捕獲及び学習放獣を前提とした捕獲個体に人等への嫌悪感を与える学習放獣を実施する。

ウ 遭遇回避対策として、以下の事業を引き続き実施する。

(ア) 遭遇回避総合対策事業

クマ対策学習会開催、追い払い体制整備等、住民の安全・安心を確保するための補助を実施

(イ) ツキノワグマ追い払い犬実証事業

人家近くに出没するクマに対し、イヌを用いた追い払い等を行い、その有効性を実証する(H21～H23)

(ウ) 堅果類豊凶実態把握事業(H23～)

ツキノワグマの秋のエサであるブナ科堅果類の結実状況を把握して、出没予想をたてるとともに、早期に出没対策を行う。

3 事業の現状及び課題

(1) イノシシ・ニホンジカ

○イノシシによる農林作物被害を減少させるためには、物理的な被害防止対策を行うとともにイノシシを捕獲

し、個体数を減少させることが必要。

○ニホンジカについても個体数の増加が予想され、国立公園氷ノ山内での希少植物(サンカヨウ)などに食害が発生するなどしている。このため当面の対策として、氷ノ山の中でもシカ食害が顕著である自然探勝路周辺の被害軽減を図るため、電気柵の設置によりサンカヨウ群落を保全し、くくりわな設置によりシカを捕獲する。

また、平成23年度に氷ノ山後山那岐山国立公園全体の状況を把握するための調査を実施する。この調査結果に基づき、平成24年度には生態系維持回復事業計画策定作業に着手し、平成26年度以降に生態系維持回復事業による抜本対策を推進する予定。

- ・当面の対策 電気柵設置・くくりワナ設置
- ・抜本対策のための調査 植生被害状況・シカ生息状況調査

○しかしながら、野生鳥獣を捕獲することができる狩猟者数は昭和55年の約4割に減少し、60歳以上が66%と高齢化が著しく捕獲の担い手が不足状況。

(2)ツキノワグマ

○県東部中心に生息する中国地域のツキノワグマの生息数は、氷ノ山山系を中心に200頭前後と推定され、「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されており、鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画を策定しツキノワグマの保護を図ることとしている。

○しかしながら、昨年は人身被害が発生するなど個体数の増加も予想されることから、個体数把握などの検証を行った上で、平成23年度の早い時期に保護管理計画の見直しに着手したい。

(3)カワウ

○近年、内水面漁業関係者から被害対策の要望が寄せられ、環境への影響も懸念される。また、県内で新たな繁殖地も確認された。

○このため現在、広域での連携した対策を行う動きがある。

○対策を行う上でも基礎となる県内での生息実態を把握していくことが必要となっている。

実績

・イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマ生息状況調査や、保護管理計画検討のためのモニタリング資料とした。特に、ツキノワグマの大量出没に伴い、県内でのツキノワグマの生息状況を明らかにするため、調査を拡充した。**【ツキノワグマ】**

- ・捕獲個体の学習放獣を実施した。(11頭)
- ・ツキノワグマ追跡調査員(非常勤職員3名)を配置し、放獣個体の監視を強化。
- ・ツキノワグマ接近警戒システムの開発に着手した。
- ・8月にツキノワグマ保護管理計画を変更し、3月には第11次鳥獣保護事業計画の策定に伴い改訂した。(計画期間:平成24年4月1日～平成29年3月31日)

【イノシシ】

- ・イノシシの生息動向を把握するため、捕獲した個体の頭骨から齢査定を行うイノシシ捕獲個体調査を行った。
- ・第11次鳥獣保護事業計画の策定に伴い、3月にイノシシ保護管理計画を改訂した。(計画期間:平成24年4月1日～平成29年3月31日)
- ・各種狩猟規制を緩和を継続(くくりわなの輪の直径制限の解除、狩猟期間を延長(11月1日から2月末日まで))

【ニホンジカ】

- ・第11次鳥獣保護事業計画の策定に伴い、3月にニホンジカ保護管理計画を改訂した。(計画期間:平成24年4月1日～平成29年3月31日)
- ・各種狩猟規制を緩和を継続(捕獲頭数制限の解除、くくりわなの輪の直径制限の解除、狩猟期間を延長(11月1日から2月末日まで))

【カワウ】

- ・保護管理計画策定を検討するための生息状況調査を実施(並行して、栽培漁業センターで食性調査を実施)

【捕獲者確保対策】

- ・捕獲者養成講習会を開催(鳥取県猟友会委託事業)

狩猟者養成講習会:県東中西部で計4回開催し、狩猟免許試験受験者の資質向上を図った。

捕獲安全講習会:県下10カ所で開催し、狩猟者の捕獲技術向上を図った。

若手銃猟者を確保するための現地研修会を実施

連絡先

生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより

「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 05 鳥獣被害総合対策事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

05 鳥獣被害総合対策事業

施策

1 事業の目的

野生鳥獣による農林産物等への被害を軽減させるため、

- (1) 侵入を防ぐ対策
 - (2) 個体数を減らす対策
 - (3) 周辺環境を改善する対策
- を総合的に支援する。

2 事業の内容

- (1) 侵入を防ぐ対策
侵入防止柵などの設置を支援
- (2) 個体数を減らす対策
捕獲奨励金の交付、捕獲班員の育成等を支援
- (3) 周辺環境を改善する対策
農地と山林の間に野生鳥獣が接近しにくい明るい環境(緩衝帯)の設置、放任果樹のもぎ取り等を支援

3 事業の現状及び課題

(1) イノシシ・ヌートリア・カラスなどの野生鳥獣による農林産物等のH22年度(12月末現在)被害額は、1億178万円、前年同期比の106%で微増。

ア 新規被害発生地域・対策遅延地域などにおいて、イノシシ・ヌートリア・シカ等の被害が増加している

イ シカ・ヌートリア・アライグマ等の生息域が拡大しつつあり、被害が増加傾向にある

ウ ツキノワグマの大量出没により、果樹を中心に大きな被害が発生

(2) ヌートリア・アライグマ(外来生物)については、生態系等への影響があり、根絶を目指した対策が必要とされている。

(3) シカの生息域拡大、個体数増加による農林産物等への被害増加に加えて、氷ノ山等において希少な高山植物への食害が確認されており、生態系等への影響が顕在化している。

(4) 耕作放棄地の増加、里地・里山における管理されていない竹林や人工林が増加しているため、野生鳥獣が農地に接近しやすい環境にある。

(5) 有害鳥獣の担い手となっている狩猟者が減少・高齢化しつつある。

(6) 野生鳥獣による農林産物等への被害は、営農意欲の減退や中山間地域における定住意欲の低下にもつながる深刻な問題である。

(7) 「人と野生動物との棲み分けによる共存」を目指した対策が必要であり、各地域に対策技術の指導・助言・実行できる人材の育成が重要である。

実績

平成23年度実績

野生鳥獣による農作物等への被害額は、平成20年度から増加傾向にあったが、平成23年度は67百万円と前年の34%に減少した。侵入防止柵の設置等、対策が進んだ地域での被害の減少に加え、里部へのイノシシ等の出没が少なかったことが被害減少の理由と考えられる。増加傾向にあったシカ被害は、八頭地区で林業被害とナシ葉の食害が発生したが、前年の14%と減少した。しかし、生息域は拡大しているとみられ、引き続き警戒が必要となっている。

これらの被害発生地域で有効な被害対策を進めるため、侵入防止柵の整備、捕獲用具・施設の整備、有害鳥獣捕獲、捕獲奨励金等に要する経費に対して助成するとともに、被害防止技術の普及や人材育成を行った。

また、相談窓口担当職員等(約60名)に対して、4回の室内研修及び現地研修を行った。

1 農林産物被害額

(年度)	(被害額)	(対前年比)
H19	95百万円	—
H20	129百万円	136%
H21	137百万円	106%
H22	196百万円	143%
H23	67百万円	34%

2 鳥獣被害総合対策事業 (補助金:135,860千円)

(1) 侵入を防ぐ対策

侵入防止柵・侵入防止装置等の設置を支援(延べ469kmの柵設置)

(2) 個体数を減らす対策

有害鳥獣の捕獲、捕獲用具・施設の設置、捕獲奨励金の交付、捕獲班員の育成等を支援(有害捕獲:9,673頭)

(3) 周辺環境を改善する対策

農地と山林の間への緩衝帯(獣類が接近しにくい明るい環境)の設置を呼びかけ、有効性を周知

連絡先

農林水産部 生産振興課 鳥獣被害対策担当 電話0857-26-7293

参考URL

鳥取県 生産振興課のwebサイトより

「農作物の鳥獣被害対策に関すること」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=35035>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyurikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 06 鳥獣保護及び適正狩猟推進事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

06 鳥獣保護及び適正狩猟推進事業

施策

1 事業の目的

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護繁殖を図るとともに、適正な狩猟を推進する。

2 事業の内容

- (1) 狩猟免許試験及び狩猟免許更新講習会を実施する。
- (2) 狩猟者登録事務の実施。
- (3) 野生鳥獣の保護及び適正狩猟を推進するため、必要な措置を行う。
- (4) 鳥獣保護のため、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等を指定し、設置した標識の管理を行う。

3 事業の現状及び課題

野生鳥獣と人間社会との軋轢や希少野生動物保護の問題を背景に、種の保護管理の一端を担う捕獲者の養成を図る観点からも、狩猟制度の管理・運営を行う必要性は高い。

しかしながら、狩猟者の減少・高齢化が顕著であり、狩猟者確保が喫緊の課題となっている。

実績

- ・第10次鳥獣保護計画にのっとり、狩猟登録事務、規制区域の管理など野生鳥獣の保護、狩猟の適正化に関する事業を実施した。
- ・狩猟免許試験を県内各地で4回実施し、新たに130人が狩猟免許を取得した。(網猟2人、わな猟107人、第一種銃猟16人、第二種銃猟5人)
- ・設定期間が満了した鳥獣保護区3カ所の10年間の設定期間更新を行った。(岩美、東郷池、西郷野鳥愛護林)
- ・特定猟具(銃器)使用禁止区域を9カ所設定した。(【更新】津ノ井、香取、橋津川、上福万、糸祿池、天神川中流、岩坪池、西高尾ダム【新設】谷)
- ・第11次鳥獣保護事業計画を策定した。(計画期間:平成24年4月1日～平成29年3月31日)

連絡先

生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより
「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 07 外来種防除事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

07 外来種防除事業

施策

1 事業の目的

外来生物法などに基づき、鳥取県外来種検討委員会で、外来種への生息・生育、被害の現状及び防除方法等を検討し明らかにするとともに、効果的な防除方法の開発・実証、県民との協同により防除の推進を図る。

2 事業の内容

(1) 検討委員会による外来種の防除に係る検討

生息・生育状況等の把握、防除方法の検討を行うため、学識経験者等による検討委員会を設置する。

(2) 生物多様性保全重点水域の設定

湖沼・河川等で自然環境の希少性等を考慮して、当該地の環境保全を目的とした水域を設定し、下記の取り組みを行う。(鳥取市多鯰ヶ池など)

ア 委託により生物現況調査を行い、外来魚が及ぼす影響を把握する。

イ 電気ショッカーを利用した外来魚の駆除を実施する、

(3) 外来生物捕獲技術講習会

狩猟者の養成講習や捕獲を行うための講習に併せて、外来生物防除の講習会を併せて実施する。

3 事業の現状及び課題

(1) 外来種による在来種の捕食(ブラックバス等)、生態系の破壊、農林水産業、人の生命等への影響が深刻化しつつある。

(2) 本県では、平成18外来生物実態調査の結果から、特定外来生物5種(ヌートリア、アライグマ、ブラックバス、ブルーギル、オオキンケイギク)について重点的対策に取り組むこととした。

(3) 農林水産業被害の防止に向けて、農林水産部と連携したヌートリア、アライグマの防除推進

※防除実施計画に基づく取組

(4) ため池における外来魚防除の試行的実施

※電気ショッカーによるブラックバスの駆除実験を本年度も継続実施する。

実績

- ・市町村防除実施計画に係る捕獲従事者養成のための講習会において、法令講習を実施した。(湯梨浜町、大山町、北栄町)
- ・防除実施計画策定に基づき、狩猟免許を持たない駆除従事者によるヌートリア、アライグマの捕獲を促進(ヌートリア1、257頭、アライグマ17頭)
- ・道路管理者、自然保護ボランティアとの協働による、オオキンケイギクの刈り払い作業の取組(平成23年6月1日 北栄町国道9号沿線ほか4地域)



・鳥取市内の農業用ため池で、池干しによる外来魚駆除を実施



連絡先

生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより
「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyurikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 08 希少野生動植物保護対策事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

08 希少野生動植物保護対策事業

施策

1 事業の目的

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき、希少野生動植物の保護管理及び自然生態系の保全・再生を県民との協働により実施する。

2 事業の内容

(1)「希少野生動植物」、「特定希少野生動植物」の指定見直し

平成21～22年度にかけて行ったRDB改訂作業でとりまとめられた「新レッドリスト」を基に、条例に基づく希少種等の種の指定を見直す検討会を開催する。

(2) 特定希少野生動植物41種について各保護管理計画に基づき、保護管理事業を実施する。

区分	内容	備考
保護型(28種)	モニタリング調査	人による積極的な管理を必要としないが、生育(繁殖)状況の把握のためモニタリング調査が必要な種。(スギラン、タキミダ、エゾカラナデシコ等)
管理型(13種)	保護管理団体による保護管理事業	生育地周辺の草刈など、人による積極的な管理が必要な種。(コアジサシ、オオエゾデンタ、オキナグサ等)

(3) 生物多様性GISシステムの保守管理

- ・システム運用サポート
- ・簡易解析、データの追加保守

3 事業の現状及び課題

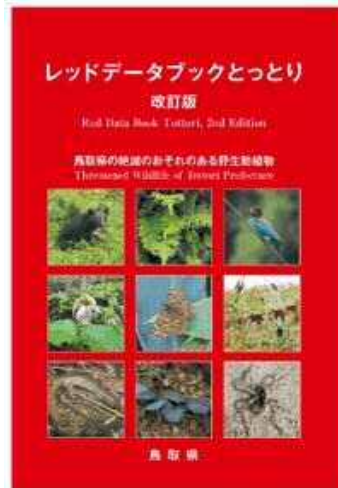
特定希少野生動植物の保護や保全に資するため、生息状況のモニタリングや生息地の管理(草刈等)を実施する保護団体数の増加に向けた団体の掘り起こしを行ってきた。

しかしながら、保護団体数が伸び悩んでおり、H22年度から実施しているRDB(レッドデータブック)改訂作業を踏まえて、新たな希少野生動植物の保護管理団体の掘り起こしに努める必要がある。

実績

- ・特定希少野生動植物(保護型・植物26種)のモニタリング(生育・繁殖状況)調査を鳥取県生物学会に委託して実施した。
- ・鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金(8団体)を交付し、保護管理事業を実施した。
- ・レッドデータブックとつとりの改訂版を作成した。

区 分	絶 滅	絶 滅 危 惧			準絶滅危惧	情報不足	その他の保護上重要な種	計
		I類	II類	小 計				
	EX	CR+EN	VU		NT	DD	OT	
① 哺乳類	4	1	6	7	9	5	0	25
② 鳥類	2	15	15	30	40	3	0	75
③ 両生類	0	1	0	1	1	3	0	5
④ 爬虫類	0	0	2	2	5	0	3	10
⑤ 淡水魚類	0	4	4	8	8	2	0	18
⑥ 昆虫類	7	16	30	46	43	33	8	137
⑦ 陸生甲殻類	0	0	0	0	0	4	0	4
⑧ 多足類	0	0	0	0	0	2	0	2
⑨ クモ目等類	0	0	2	2	5	1	9	17
⑩ 陸産・淡水産貝類	0	9	2	11	22	9	2	44
⑪ その他の軟骨種動物	0	0	0	0	1	2	1	4
小 計 ①	13	46	61	107	134	64	23	341
⑫ 菌類	0	0	5	5	4	0	0	9
⑬ 地衣類	0	1	1	2	1	4	0	7
小 計 ②	0	1	6	7	5	4	0	16
⑭ 準絶滅種	0	7	1	8	0	1	0	9
⑮ コウモリ類	0	0	2	2	5	9	2	18
⑯ 希少野生動物(シダ植物)	4	14	21	35	14	0	0	53
⑰ 希少な植物(種子植物)	8	15	112	202	118	8	15	351
小 計 ③	12	111	136	247	137	18	17	431
新計(小計①+②+③)	25	158	203	361	276	86	40	788



<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95805>

連絡先

生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより
「希少野生動植物の保護」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95767>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194
E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 09 内水面資源生態調査

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

09 内水面資源生態調査

施策

1 事業の目的

- 河川の重要魚種であるアユの資源状況を把握し、アユ資源回復プランの効果を検証するとともに、不漁の原因究明および対策を検討する
- 東郷池のヤマトシジミの資源状況を把握し、適正な資源管理のための基礎データを収集する
- 遺伝的多様性に配慮した放流に頼らない増殖手法を推進するため、千代川漁協、天神川漁協と協働で溪流魚の人工産卵場を造成し、産卵効果を検証する
- ミトコンドリアDNA分析による在来個体群の生息域推定を行い、在来魚保全ゾーンとしての活用や、人工産卵場造成推進のためのデータとする

2 事業の内容

- (1) 天神川、日野川および千代川におけるアユ資源生態調査および不漁原因解明調査
- (2) 東郷池におけるヤマトシジミ資源調査
- (3) 千代川および天神川水系における溪流魚の人工産卵場造成、在来個体群推定生息域に生息する溪流魚のミトコンドリアDNA分析

3 事業の現状及び課題

- アユについては、「資源回復プラン」に基づき施策等が実施されているが不漁が継続。不漁原因を明らかにする必要はある
- 東郷池のヤマトシジミは、平成13年に激減し、その後回復基調にあるが、最適漁獲方法の提言まではなされていない
- 溪流魚については、「生態系に配慮した増殖指針」(H22年水産庁)が示されており、本県でも本指針を推進していくため、効果を検証していく必要がある



ヤマトシジミ



イワナ属

実績

平成23年度事業実績

(1)アユ

・不漁の一因と考えられる付着藻類の減少は、洪水による減少を除き殆ど見られなかった。天然アユの遡上も多くアユ漁は比較的好漁であった。

(2)東郷池ヤマトシジミ調査

・2011年5月の東郷池のヤマトシジミ現存量は約2,407トと推定され、前年同期に比べ減少した。東郷湖漁協では、2011年8月をシジミの産卵保護のため自主休漁とされた。
・水深2m以浅で、シジミの生息密度が高い場所周辺で、覆砂を産卵期前に実施することや、橋津川禁漁区のヤマトシジミを東郷池内へ移植することを東郷湖漁協へ提案した。

(3)溪流魚調査

・千代川水系および天神川水系において、在来イワナは千代川水系の4水域、天神川水系の3水域に生息しているものと推定された。
・人工産卵場造成試験では、産卵行動は観察されたものの、産着卵は確認されなかった。

連絡先

栽培漁業センター生産技術室 電話0858-34-3321

参考URL

鳥取県栽培漁業センターのwebサイトより

[「栽培漁業センター」](#)

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154053>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyurikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 10 簡易魚道整備実験事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

10 簡易魚道整備実験事業

施策

1 事業の目的

アユ等の遡上阻害している堰堤への簡易魚道等の設置・普及を図り、魚類の資源回復を図ることを目的とする。

2 事業の内容

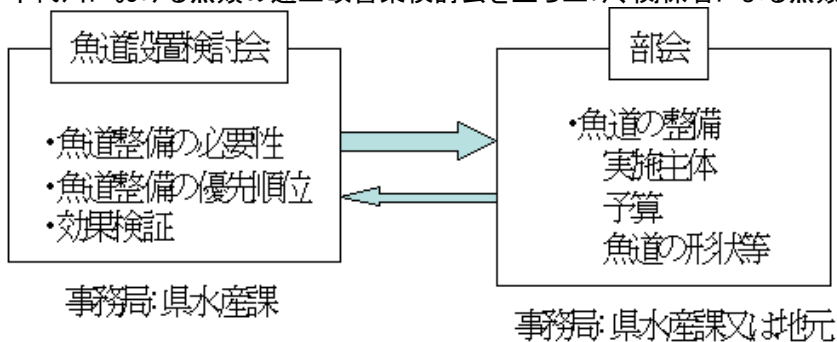
各水系(千代川、天神川、日野川)ごとに魚道設置検討会を設立し、個々の堰堤の魚類の遡上障害軽減策については下部組織として堰堤部会を設けて関係者間で検討を行う。

3 事業の現状及び課題

天神川水系魚道設置検討会および羽合堰部会、千代川における魚類の遡上改善策検討会の開催
平成22年11月19日(金)に中部総合事務所会議室において、天神川水系魚道設置検討会を開催し、出席者の中で検討会の設立が了承された。併せて、改修が予定されている羽合堰について、関係者による羽合堰部会が開催された。羽合堰の魚道については、検討で出された意見をもとに改善案を検討中である。

実績

日野川水系魚道設置検討会および佐野堰部会を立ち上げ、関係者による魚道改善に向けた検討を行った。
千代川における魚類の遡上改善策検討会を立ち上げ、関係者による魚類の遡上改善に向けた検討を行った。



連絡先

参考URL

鳥取県水産課のwebサイトより
「水産課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=44462>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 11 里地里山環境再生総合対策事業(集落型里山林整備モデル事業)

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

11 里地里山環境再生総合対策事業(集落型里山林整備モデル事業)

施策

1 事業の目的

放置され荒廃した里山の公益的機能や景観を向上させるため、集落等が主体となって取組を行い、里山林の環境整備を図る。

2 事業の内容

- (1) 鎮守の森等整備事業(修景林整備事業)
 - ・景観向上のための花木、果樹、紅葉する木の植栽、広葉樹林内の整備等)
- (2) 集落周辺整備事業
 - ・簡易施設(展望台、木製ベンチ、木製標識の設置等)
 - ・作業道の整備(散策路、歩道等)
- (3) 鳥獣防止緩衝帯整備事業
 - ・森林内における刈り払い、除伐等
- (4) 里山復活対策事業
 - ・防竹帯の整備
 - ・里山資源活用推進(竹等の利活用に必要な薪割機、炭窯等の整備)
 - ・ナラ枯れ対策(粘着バンド設置)

3 事業の現状及び課題

中山間地域の過疎化・高齢化などにより耕作放棄地や手入れがなされない森林が増加し、地域の人々の生活や生産活動によって育まれてきた自然環境や里山環境が失われつつあるため、以下の問題が発生している。

- ア 植物の生息・生育環境の質の低下: 里地里山の環境に依存する動植物種の衰退・喪失
- イ 人と野生鳥獣の軋轢の深刻化: クマの大量出没、イノシシやニホンジカによる鳥獣被害の発生
- ウ 景観や国土保全機能の低下: 耕作放棄、ナラ枯れ、竹林拡大による生物多様性や公益的機能の低下
- エ 管理の担い手の活力低下: 人口の減少や高齢化による管理者の不足

このため、集落周辺森林の継続的維持管理や里山林の再生などの地域特有の生物多様性を保全する取組を進め、地域における自然環境意識の醸成等を図る必要がある。

集落による事業実施計画の作成



<メニュー方式>

- ・ 鎮守の森等整備事業（景観向上のための花の咲く木等の整備）
 - ・ 鳥獣防止緩衝帯整備事業（森林内の刈り払い、除伐）
 - ・ 集落周辺整備事業（木製ベンチ等の簡易施設や歩道の整備）
 - ・ 里山復活対策事業（竹林整備、里山資源の活用、ナラ枯れ対策）
- ※森林整備又は竹林整備を1ha以上行うことを要件



多様な里山林の再生と地域の活性化



実績

事業要望がなく実績はなし。

連絡先

農林水産部 森林・林業総室 電話0857-26-7304

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより
「森林・林業総室」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 01 保安林整備事業(治山事業)

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保

01 保安林整備事業(治山事業)

施策

1 事業の目的

県の森林面積の47%を占める保安林の機能(水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備、飛砂の防備等)を維持強化するための整備を行う。

2 事業の内容

(1) 保育事業

治山事業で施行した保安林及び水源地域で機能の低位な保安林について、下刈、雪起、除伐並びに本数調整伐等を実施。

(2) 保安林改良事業

雪害等の気象災害、マツクイムシ被害等により被災した保安林について、植栽等を実施。

3 事業の現状及び課題

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全施策の一つであり、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図るうえで必要不可欠の事業である。うち保安林整備事業では、気象災害や病虫害等により水土保持機能等が低下した保安林に対して、本数調整伐(間伐)や植栽等による森林施業を適切に実施することにより、森林の持つ公益的機能を回復させ、保安林の指定目的が果たされるよう復旧を図っている。

今後とも、植栽や本数調整伐を適切に実施し、奥地の水源林や海岸の飛砂防備・防風保安林等において、保安林の公益的機能の復旧・維持を図り、人家や農地、公共施設等を保全し、県民の安全・安心を守っていく必要がある。

実績

植栽(2.75ha)、防風工(79.8m)、静砂垣工(498m)、本数調整伐(13.80ha)、被害木処理(2,425.6m³)、下刈(68.00ha)、補植(0.91ha)、除伐(6.60ha)、本数調整伐(25.06ha)、受光伐(1.55ha)

< 主な施行状況写真 >



連絡先

農林水産部 森林・林業総室 森林づくり推進室 電話0857-26-7335

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより
「森林の保全」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100547>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194
E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 02 治山事業

[もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保

02 治山事業

施策

1 事業の目的

- (1) 森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全する。
- (2) 水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る。

2 事業の内容

- (1) 荒廃森林等の復旧・整備等
- (2) 水源かん養機能や土砂流出防止機能等を維持強化するため、森林の整備等
- (3) 異常な天然現象による施設及び新たに発生した荒廃森林等において復旧整備

3 事業の現状及び課題

近年、林業経営の悪化により、森林の荒廃が進み、さらに、台風や集中豪雨等の異常気象により山地災害が多発する傾向にあり、整備が追いついていない状況にある。

「鳥取県の将来ビジョン」において「平成30年度末の山地災害危険地区(3,374箇所)整備率38%」を掲げており、目標達成に向け、緊急度の高い箇所から順次、計画的に整備を行っていく必要がある。

4 事業の目標

山地災害危険地区整備目標(～H23 1211箇所整備済み)				
平成23年度	山地災害危険地区10箇所整備			
	整備済数	1211箇所	整備率	35.9%
平成24年度	山地災害危険地区10箇所整備			
	整備済数	1221箇所	整備率	36.2%
平成25年度	山地災害危険地区10箇所整備			
	整備済数	1231箇所	整備率	36.5%
平成26年度	山地災害危険地区10箇所整備			
	整備済数	1241箇所	整備率	36.8%

治山事業の効果



豪雨により山腹崩壊が発生し、森林が著しく荒廃した。
(昭和47年)



崩壊地の復旧を図るため、山腹工を実施し森林の機能回復を図った。
(昭和49年)



森林の回復状況
(平成15年)

実績

平成21～23年に発生した山地災害箇所を中心に、荒廃森林の復旧整備等を図った。

- 平成23年度事業実績
治山事業: 43箇所(地区)



平成23年9月の台風豪雨により山腹斜面が崩壊し、不安定となった。崩壊により流出した土砂により下方の人家が損壊した。



山腹崩壊箇所の復旧により、山腹斜面の安定が図られ森林が回復し安定した。

(西伯郡南部町北方地内)



平成21年8月の豪雨により、著しい溪岸浸食が発生し、下流に土砂が流出した。



治山ダム施工により溪流内の堆積土砂の流出防止及び溪岸の浸食防止が図られ、周辺の森林が安定した。

(八頭郡智頭町市瀬地内)

連絡先

県土整備部 治山砂防課 治山係 電話0857-26-7695

参考URL

鳥取県治山砂防課のwebサイトより
「治山事業とは」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=66121>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyurikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 03 とっとり環境の森づくり事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保

03 とっとり環境の森づくり事業

施策

1 事業の目的

県民全体が恩恵を受け、県民共通の財産である森林の公益的機能(水資源のかん養、県土の保全等)を持続的に発揮させるため、広く薄く偏りのない森林環境保全税による県民の負担により森林の保全を行うとともに、森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図る。

2 事業の内容

(1) とっとり環境の森緊急整備事業

手入れがされず放置された奥地の水源林などを対象に、間伐や荒廃地の条件整備を行ない森林の機能回復を図る。

(2) とっとり県民参加の森づくり推進事業

ボランティア、NPO団体等が実施する森づくりへの参加を促す森林体験企画等を支援

(3) 保安林の保全・整備

ア 保安林の間伐を支援(所有者負担を1.5割に軽減)

イ 作業道の整備を支援(所有者負担を1.5割に軽減)

(4) 竹林対策

竹林の拡大防止及び適正管理を支援。

・竹林の伐採・植林、森林への侵入竹の駆逐を支援(所有者負担を1.5割に軽減)

・放置竹林の抜き伐り、循環利用型皆伐、竹林整備のためのアクセス道開設を支援

・竹林整備実施個所の効果検証

(5) 森林景観対策

景観向上のための枯損木の伐採等を支援

(6) 再造林による森林再生

モザイク林造成のための再造林を支援(所有者負担を1.5割に軽減)

(7) 制度の普及啓発

税の仕組み、使途事業などの県民周知(各種広報)

3 事業の現状及び課題

事業の周知が進み、税収を超える実施要望があるため、今年度から補助率を下げている。

実績

- (1)とっとり環境の森緊急整備事業:1箇所 面積12ヘクタール
- (2)とっとり県民参加の森づくり推進事業:28企画
- (3)保安林の保全・整備
 - ア 保安林の間伐を支援:面積861ヘクタール
 - イ 作業道の整備を支援:延長74,263メートル
- (4)竹林対策
 - ア 竹林の伐採・植林、森林への侵入竹の駆逐を支援:98ヘクタール
 - イ 放置竹林の抜き伐り、循環利用型皆伐、竹林整備のためのアクセス道開設を支援:面積14ヘクタール、延長39メートル
 - ウ 竹林整備実施個所の効果検証:鳥取大学に委託して検証を実施
- (5)森林景観対策:面積27.8ヘクタール
- (6)再生林による森林再生:要望がなく実績なし
- (7)制度の普及啓発:各種イベントにおいて、パネル展示等によりPRを実施

連絡先

農林水産部 森林・林業総室 森林づくり推進室 電話0857-26-7304

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより
「森林環境保全税」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100906>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyurikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 04 木造住宅生産者団体活動支援事業

🏠 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保

04 木造住宅生産者団体活動支援事業

施策

1 事業の目的

木造住宅への県産材利用促進や伝統技術の普及・継承に取り組む民間団体を支援し、もって地場産業を振興するとともに、県産材の需要拡大を通じて森林環境の保全に資する。

2 事業の内容

木造住宅生産者団体が県民を対象に実施する、県産材を利用した木造住宅の普及、伝統技術の普及等を目的とした取組みを支援する。

補助率: 1/2 (国: 1/2、県: 1/2)

3 事業の現状及び課題

現状: 複数の地元工務店が連携して、イベントの企画、運営を行うことにより団体としての結束力の向上や地元建築業界の育成に繋がっている。

課題: 木造住宅に係る生産者団体の企画力向上させ、県民に広く木造住宅の魅力伝えること。



木の住まいフェア



職人の技

実績

事業概要	日程	内容	主催	事業費と交付決
------	----	----	----	---------

				定額
木の住まいフェア	平成23年 9月17日(西部) 10月15,16日 (東部) 11月6日(中部)	県産材を使用した住宅施工事例の写真等のパネル展示、住宅相談会、木工教室等の体験型イベント等を実施。 全来場者数:約2,600名	(社)鳥取県木造住宅推進協議会	事業費:5,000,000円 補助額:2,500,000円 (事業費の1/2以内)
2011 住まい・職人の技inくらよし	平成23年 11月19,20日	旧牧田家(倉吉市)の周辺において、伝統的な木造建築及び伝統技術の普及啓発を目的としたイベントを実施。 来場者数:約1,000名	『住まい・職人の技inくらよし』実行委員会	事業費:900,000円 補助額:440,000円 (事業費の1/2以内)

連絡先

生活環境部くらしの安心局 住宅政策課 企画担当 電話0857-26-7408

参考URL

鳥取県住宅政策課のwebサイトより
「木造住宅生産者団体活動支援事業」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17685>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

 **鳥取県生活環境部環境立県推進課**
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194
E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 05 環境にやさしい・木の住まい助成事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保

05 環境にやさしい・木の住まい助成事業

施策

1 事業の目的

- (1) 県産材の需要拡大を通じて森林環境の保全・改善並びに住宅建設における環境負荷低減に取り組む
- (2) 地場産業の振興を推進し、地域の職人技術・住文化の継承を支援する
- (3) 一定の環境性能を満たす住宅の普及を推進することにより、環境に配慮した住まいへの誘導・意識啓発を強化する

2 事業の内容

[新築に対する助成]

県産材を15m³以上使用して木造一戸建て住宅を建設又は購入する場合、次の助成を実施

○県産材活用への助成

県産材使用1m³あたり2万円を助成(上限40万円)、県産JAS製材を使用する場合は1m³あたり9千円を上乗せ助成(上限18万円)

○伝統技術活用住宅への助成

在来軸組工法の住宅で、次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、定額15万円の助成を上乗せ(木材の手刻み加工、外壁下見板張り、左官仕上げ、日本瓦葺き、木製建具)

○環境配慮住宅への助成

環境に配慮した住宅として次の全ての要件を満たす場合は、定額7万円の助成を上乗せ

- ・戸建住宅の環境性能を評価するシステム「CASBEEとっとり戸建」の評価結果がAランク以上
- ・「CASBEEとっとり戸建」の重点評価項目の得点が15点以上
- ・次のうち2つ以上の省エネルギー対策等を実施

(開口部及び外壁・屋根・天井・床の断熱施工、外壁及び屋根の高遮熱性塗装、高効率冷暖房機器等の省エネルギー設備、太陽光発電等の自然エネルギー利用設備、その他住宅における環境負荷軽減に資する取組)

[改修に対する助成]

県産材を1m³以上使用して一戸建住宅又は共同住宅の改修等を行う場合、次の助成を実施

○県産材活用への助成

県産材使用量1m³あたり2万円を助成(上限20万円)、県産JAS製材を使用する場合は1m³あたり9千円を上乗せ助成(上限9万円)

3 事業の現状及び課題

新築、改修ともに申請件数は増加し、県産材の使用量も増えていることから、県産材の需要拡大、地場産業の振興といった目的に対し一定の効果を挙げている。

課題としては県産材活用に対する上乗せ助成である伝統技術活用住宅・環境配慮住宅助成の利用促進、県

民・事業者へより一層制度のPRを行うことが挙げられる。

実績

平成23年度の実績

- (1) 県産材活用に対する助成
県産材を15m³以上使用した、1戸建て木造新築住宅352戸(6,728m³)に対して助成した。
- (2) JAS製材活用に対する助成
県産JAS製材を使用した住宅331戸(5,503m³)に対して助成した。
- (3) 伝統技術活用に対する助成
伝統技術を活用した住宅114戸に対して助成した。
- (4) 環境配慮住宅に対する助成
「CASBEEとっとり戸建」による評価等を満たした住宅15戸に対して助成した。

連絡先

生活環境部くらしの安心局 住宅政策課 企画担当 電話0857-26-7408

参考URL

鳥取県住宅政策課のwebサイトより
「環境に木の住まい助成事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17675>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194
E-mail kankyurikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 06 農地を守る直接支払事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保

06 農地を守る直接支払事業

施策

1 事業の目的

中山間地域の農業・農村地域が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能により、下流地域の都市住民を含む多くの国民の財産や豊かな暮らしが守られている。

一方、中山間地域では高齢化の進展の中で、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、多面的機能が低下し、結果的に国民全体にとって大きな損失が生じることが懸念されている。

このような状況を踏まえ、中山間地域における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度から全国で中山間地域等直接支払制度(県事業名:農地を守る直接支払事業)が実施されている。

2 事業の内容

中山間地域等において、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うことにより、農業生産活動や多面的機能の確保を図る。

【対象地域】

(1) 特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定されている地域(3法指定地域)

(2) (1)以外で知事が指定した地域

ア 農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域

イ 3法指定地域に地理的に接する地域

ウ 農林業従事者割合、人口集中地区からの距離、人口減少率等が一定の要件を満たす地域

【対象行為】

対象地域内の農業生産条件の悪い農地について、耕作放棄の防止等を内容とする集落協定又は認定農業者等が耕作放棄される農地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等

【実施市町村】

17市町村(対象地域のない境港市及び日吉津村を除く県内全市町)において実施中

実績

平成23年度実績

○実施市町村数: 17市町

○協定締結数: 685協定

○交付面積: 7,961ha

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7336

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより
「中山間地域等直接支払制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=64412>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyurikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 07 ため池等整備事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保

07 ため池等整備事業

施策

1 事業の目的

老朽化の進んだ農業用ため池の改修整備を行い、継続して営農に使用できるようにするとともに大雨等による決壊等を未然に防ぎ、周辺地域の浸水被害を防止する。

2 事業の内容

(1) ため池整備工事

- 災害発生のおそれがあるため池の整備
 - ア 堤体工、洪水吐・斜樋工の改修
 - イ 土砂浚渫工

3 取り組み状況

【平成23年度】

県営 3地区(鳥取市、倉吉市)実施

実績

平成23年度実績

県営3地区(鳥取市(清水ヶ谷地区、高住地区)、倉吉市(上神・寺谷地区))実施

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 農村整備室 電話0857-26-7326

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより
「ため池等整備事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41394>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 08 有機・特別栽培農産物等総合支援事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保

08 有機・特別栽培農産物等総合支援事業

施策

1 事業の目的

有機・特別栽培農産物の生産を推進するため、「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」(平成19年12月策定)に基づき、栽培技術の体系化を図るとともに、研修会等を開催し生産者の育成強化を図る。また、消費者に向けて生産者の取組や制度等を積極的にPR。

平成23年度に「鳥取県有機・特裁推進計画」を見直し、平成30年度末の施策目標を有機・特栽面積1,500haに設定。

2 事業の内容

- (1) 認定・認証業務
 - ・有機農産物の認定・特別栽培農産物の認証業務
- (2) 技術開発と普及
 - ・有機実証モデル展示ほの設置(7か所)
 - ・有機・特栽農業推進塾の開催(年4回)
 - ・地域研究会の開催(県内3か所)
 - ・有機・特栽生産技術支援事業
- (3) 消費者PR
 - ・直売施設等における有機・特栽コーナーの常設化
 - ・直売・イベントでの展示PR
- (4) 販路開拓・情報発信
 - ・消費者交流・マッチング支援事業
- (5) 事業推進
 - ・有機・特栽推進協議会の開催(年1回)

3 事業の現状及び課題

(1) 現状

鳥取県特別栽培農産物認証面積
228団体 1,159ha(平成24年1月末現在)
県内有機農産物認定面積(県外認定含む)
29団体 47ha(平成24年1月末現在)

(2) 課題

- ・野菜分野での生産技術の体系的整理が不十分
- ・小規模生産者が多く、自力での販路開拓が難しい
- ・生産者間のつながりができつつあるが、技術・販路等の情報を交換する機会が必要

・消費者・生産者の有機・特裁制度自体の認知が不十分

実績

平成24年3月末現在

特別栽培農産物認証面積: 1, 159ha(228団体)

有機JAS認証実績

有機農産物: 41ha(29件)、有機加工食品9件、小分け4件、有機農産物加工酒類製造証明2件

連絡先

農林水産部 生産振興課 生産環境担当 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより

「環境にやさしい農業の推進、農薬の適正使用に関すること」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 09 農業資材適正使用推進対策事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保

09 農業資材適正使用推進対策事業

施策

1 事業の目的

肥料及び農薬の販売業者等に対する監視指導を行い、肥料の品質保全と適正な農薬の保管管理を図るとともに、県民への適正な使用について普及啓発を実施する。

2 事業の内容

(1) 農薬安全使用推進対策事業(農薬取締法に基づく事務等)

- ・ 農薬の適正使用の指導及び啓発
- ・ 農薬販売店の届出に係る事務
- ・ 農薬販売店への立入検査
- ・ 農薬適正使用推進研修の実施

農薬の販売者及び使用者に対し、農薬に関する正しい知識や関係法令の内容を周知するための研修会を開催

(2) 肥料対策費(肥料取締法に基づく事務等)

- ・ 肥料販売業者、特殊肥料の生産業者の届出に係る事務
- ・ 普通肥料の登録に係る事務(有機質肥料等に限る)

3 事業の現状及び課題

- ・ 監視指導計画に基づき農薬販売店へ定期的な立入検査を実施
- ・ 農薬危害防止運動の実施(6月～9月)
- ・ 農薬適正使用推進研修会の開催を計画



鳥取県

平成23年6月1日～8月31日

実績

平成23年度実績
農薬販売店立入検査件数 67件

連絡先

生活環境部くらしの安心局 くらしの安心推進課 食の安全担当 電話:0857-26-7247

参考URL

鳥取県くらしの安心推進課のwebサイトより
「農薬・肥料」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=43260>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194
E-mail kankyurikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 10 エコファーマーの推進

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保

10 エコファーマーの推進

施策

1 事業の目的

堆肥による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の削減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。

2 エコファーマーについて

エコファーマーとは「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、堆肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の資料の低減を一体的に行う農業者の愛称である。環境保全型農業に取り組む農業者を支援するため、持続性の高い生産方式の計画(目標年:5年後)を立てた農業者を県が認定する。

3 事業の現状及び課題

鳥取県内のエコファーマー数(平成22年度末) 4, 071件

実績

鳥取県内のエコファーマー数(平成23年度末) 4, 155件

連絡先

農林水産部 生産振興課 生産環境係 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより
「エコファーマーについて」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=42492>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 11 花粉の少ないスギ優良品種苗木生産技術の確立

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保

11 花粉の少ないスギ優良品種苗木生産技術の確立

施策

1 事業の目的

県と林木育種センターが連携し開発した少花粉スギ品種である八頭8号・5号・11号の県内外への苗木出荷を図るため、発根性を高めるなど効率的な苗木生産技術を確立する。

2 事業の内容

効率的な苗木生産を行うため、挿し木発根率向上試験、交配実生苗からの挿し木試験を行い、少花粉スギ苗木の生産技術を開発する。

3 事業の現状及び課題

花粉症対策として花粉の少ないスギの造林が求められているが、少花粉スギ品種は無性繁殖しにくい性質があり苗木の大量生産にはいたっていない。



発根した花粉の少ないスギ挿し穂

実績

1 効率的な苗木生産技術の確立

スギ少花粉品種である八頭8号及び11号を挿し木する場合、剪定などで得られた萌芽枝を材料とし、挿し穂の基部に前年部を付け、長さが20cm以上になるよう穂作りすれば発根率の向上が期待できることが分かった。

2 交配実生苗木を利用した挿し木発根性向上試験

交配実生苗木は花粉着生量が八頭8号以下(普通のスギの約1%以下)の個体が約700本出現した。これらを再試験後、優良個体を配布する予定である。

また、同苗木から採穂した挿し穂の発根率は100%で、予想どおり発根性が大幅に向上した。

連絡先

農林水産部 農林総合研究所 林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-2511

参考URL

農林総合研究所林業試験場のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=70824>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 12 鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保

12 鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会

施策

1 事業の背景

農業農村整備事業のうち農業生産基盤整備を行う土地改良事業については、平成13年の土地改良法改正により、事業実施の原則として「環境との調和に配慮すること」が位置付けられた。このため、自然との共生の持続性を確保するとともに、客観性と透明性を確保した仕組みを設けることが必要となった。

2 事業の内容

農業農村整備事業の実施に際し、学識経験者や農村居住者等で構成する第三者委員会(常任委員6名、非常任委員数名)を組織し、意見を聴取するための委員会を開催。

対象地区は、新規着手予定地区及び大幅な計画変更を予定している地区とし、意見交換の結果は、ホームページ上で公開。

3 これまでの取り組み状況

【平成22年度】

県営 11地区(鳥取市、倉吉市、琴浦町、大山町、米子市他)実施

団体営 10地区(倉吉市、大山町他)実施

実績

【平成23年度実績】

県営 12地区(鳥取市、倉吉市、米子市、八頭町、大山町、江府町他)実施

団体営 2地区(倉吉市、八頭町)実施

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7336

参考URL

鳥取県のwebサイトより

「鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会」

<http://db.pref.tottori.jp/shingikai.nsf/032e6d23fd4a6335492568cb00197631/84ab9c9a8b2d598749256c6b000c56c?OpenDocument>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 13 藻場回復基礎調査

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保

13 藻場回復基礎調査

施策

1 事業の目的

- (1) 全国的に藻場喪失(磯焼け等)が懸念されているところであり、鳥取県の代表的な磯場における藻場の状況を把握する
- (2) アカモクやヒジキなど未利用および有用海藻の効率的な採集方法の提言や、増殖方法について検討する
- (3) クロメを対象として、深場での藻場造成技術を開発する。また、アラムの移植効果を検証する

2 事業の内容

- (1) 磯焼けが生じてないか確認するため、県東中西部3地点における藻場の定点観察を行う。また、この3地点に加えて、1999年に行われた全県的な藻場調査で、植生が豊かであった地点の藻場において、現在の海藻の繁茂状況を調査し、磯焼けの有無の確認や1999年の海藻の繁茂状況との比較を行う
- (2) アカモク、ヒジキ、ワカメの増養殖試験を関係者と連携して行う。また、アカモクの生殖器床を採集の指標とした効率的な採集方法の提言を行う
- (3) クロメの移植試験を行う。アラムの効果検証を行う

3 事業の現状及び課題

- 典型的な磯焼けは見られないが、局所的に草食性魚類等によるアラムの食害が見られる
- 近年一部の漁場において、ワカメやイシモズクの繁茂が見られない状況
- 漁業者からは、上記の減少原因の究明や藻場の植生の回復が求められている



アカモク



ヒジキ

実績

(1)各地点とも大規模な磯焼けは認められなかった。ただし、局所的には砂の堆積やサンゴモの占有により被度が減少した地点がみられた。

(2)

- ・赤碕内湾の砂域にてスポアバック方式によるアカモクの増殖試験を行った結果、13kgのアカモクが収穫された。
- ・県漁協酒津支所の採藻漁業者に対し、アカモクの生殖器床を指標とした採集方法の提言を行い、効率的な採集が実施された。
- ・ヒジキ養殖試験では、2月下旬～3月の潮位低下により枯死する個体を種苗として有効利用することの可能性が見いだされた。
- ・酒津地区における、未利用のまま枯死するワカメの現存量は149.4トンと試算された。

(3)

- ・御来屋地区にクロメ種苗を敷設した。
- ・赤碕西港に移植したアラムの個体数は、9年間で13倍以上(60株→790株)に増加しており、漁場造成に貢献していた。

連絡先

農林水産部栽培漁業センター生産技術室 電話:0858-34-3321

参考URL

鳥取県栽培漁業センターのwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154053>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyurikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 14 造林事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保

14 造林事業

施策

1 事業の目的

県内の森林の有する多面的な機能に応じた整備を進めるため、一定の要件を満たす森林整備に対して支援を行い、

また、森林整備を通じて、山村地域の持続的かつ健全な発展をはかる。

2 事業の内容

- (1) 人工造林
- (2) 下刈り
- (3) 雪起こし
- (4) 倒木起こし
- (5) 枝打ち
- (6) 除伐等
- (7) 間伐
- (8) 更新伐
- (9) 付帯施設整備
- (10) 森林作業道整備

3 事業の現状及び課題

間伐の推進については、除間伐に対する上乘せ補助により間伐面積が増加しており、着実に間伐の推進が進んでいる。

また竹林の拡大防止については、竹林の林種転換が積極的に実施され、荒廃竹林の拡大防止への取り組みが広がっている。

一方、県内の人工林は現在10齢級(46年生から50年生)程度のものが最も多く分布し、齢級構成に偏りが見られるが、これは、戦後に造成された人工林資源の充実により、多くの人工林が木材として利用可能な時期を迎えつつあるということである。このため、集約化と計画的な路網整備・搬出間伐等を推進し、低コストで持続的な林業経営を促進するとともに、主伐後等には植栽による再造林を確実に実施させることが必要である。

実績

○造林事業実績

- | | |
|----------|-------|
| (1) 人工造林 | 56ha |
| (2) 下刈り | 344ha |
| (3) 雪起こし | 171ha |

- (4) 倒木起こし なし
- (5) 枝打ち 265ha
- (6) 除伐等 61ha
- (7) 間伐 1,063ha
- (8) 更新伐 なし
- (9) 付帯施設整備 なし
- (10) 森林作業道整備 63,706m

連絡先

農林水産部 森林・林業総室 森林づくり推進室 電話0857-26-7305

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより

「森林整備の推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100546>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyurikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 15 環境保全型農業直接支援対策事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保

15 環境保全型農業直接支援対策事業

施策

1 現状・背景

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対し、直接的な支援を行う「環境保全型農業直接支援対策」を実施している。

2 事業概要

(1) 先進的営農活動支援交付金

ア 支援対象者

平成22年度までに営農活動支援による交付金を受けていた活動組織。

イ 支援対象取組

地域的なまとまりをもって化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組み。

ウ 支援水準

水稲6,000円/10a、麦・豆類3,000円/10a、果菜類18,000円/10a 等

エ 事業実施期間

平成19年度～23年度

【事業実施状況】

21地区23組織(平成22年度末現在)

(2) 環境保全型農業直接支払交付金

ア 支援対象者

エコファーマー認定を受けていること及び農業環境規範に基づく点検を行っていることの要件を満たす、販売を目的として生産を行う農業者、集落営農(農業者グループ)。

イ 支援対象取組

地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い以下の取組み。

(ア) 化学肥料、化学合成農薬の5割低減＋カバークロープ作付

(イ) 化学肥料、化学合成農薬の5割低減＋リビングマルチ又は草生栽培

(ウ) 化学肥料、化学合成農薬の5割低減＋冬期湛水管理

(エ) 有機農業

ウ 支援水準

8,000円/10a

エ 事業実施期間

平成23年度～

実績

平成23年度実績

- 取組市町村数:14市町
- 申請件数:71件
- 取組面積:111ha

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7336

参考URL

とりネット 農地・水保全課のWebページより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41188>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 16 ナラ類集団枯損被害の初期防除と拡大防止手法の開発

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保

16 ナラ類集団枯損被害の初期防除と拡大防止手法の開発

施策

1 事業の目的

本県の重要な落葉広葉樹であるナラ類がカシノナガキクイムシによって枯損しているが、このナラ類集団枯損が大山町に飛び火的に発生した。このため、被害の初期防除と被害拡大防止のための実証試験を行う。

2 事業の内容

初期被害における駆除法として、全幹破碎処理の殺虫効果を確認し、多くのカシノナガキクイムシが生息していると見られる根株の処理方法について、ビニール巻きなど新しい技術の効果を検討する。また、根系のどの部分まで駆除すれば良いかを検討することで完全な根株駆除法を確立する。さらに枯死しない被害生残木についてもカシノナガキクイムシの繁殖の程度と感染源となる危険性を検討し、防除法を確立する。

3 事業の現状及び課題

根株について従来のチェーンソー切り込みNCS処理を行ったが、多くのカシノナガキクイムシが脱出してきた。これは従来の小径木等に対するものであり、大山町のような大径木に対しては不十分であった。被害生残木についてビニール巻きで良い効果を得られているが、カシノナガキクイムシの同じ木に対する再穿入によって枯死することが報告されており、設置時期、設置方法などを検討する必要がある。



2010年湯梨浜町白地地内のナラ枯れ

実績

(1)大径木根株へのNCS処理効果の検証

NCS燻蒸処理を行ったナラ枯れ被害木の根株84株のうち13株から1000頭を超えるカシノナガキクイムシの脱出が認められた。

このため、根株の駆除処理方法について何らかの改善が必要と考えられた。

(2)病原性線虫の駆除効果の検証

枯死及び生残被害木について病原性線虫の樹幹注入を行った結果、処理区と対照区に差はなく、効果は見られなかった。

(3)粘着トラップによる駆除試験

枯死被害木の根株から脱出してくるカシノナガキクイムシを根株に貼り付けた粘着テープで捕獲できるかどうかを試みた結果、設置方法によっては85%の捕獲率が得られ、駆除の新たな方法としての可能性が示された。

(4)カシノナガキクイムシ成虫の発生時期

平成23年の初飛来日は6月7日～15日であった。

(5)ナラ類枯損被害調査

平成23年度の被害エリアは昨年度と比較し0.84倍と減少した。また枯死本数も前年比約40%と被害が収まったかのようであった。しかし被害エリアでは旧市町村の倉吉市までエリアが拡大し、鳥取県の西方に向かっていていることは明らかである。大山町では枯死被害はなくなったが、穿入生残木の存在が明らかになり、被害防除に向けてカシノナガキクイムシの密度低下のための事業が必要となっている。

連絡先

農林水産部 農林総合研究所 林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-2511

参考URL

農林総合研究所林業試験場のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=70824>

[▲ページ上部に戻る](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 17 農地・水・環境保全向上対策(共同活動支援)

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保

17 農地・水・環境保全向上対策(共同活動支援)

施策

地域の将来構想を策定することを前提に、地域全体で行う農地や農業用水等の地域資源の保全向上活動を支援する。

(1) 基礎支援

地域資源の保全向上活動に取り組む活動組織(農家以外の者も参画)に対し、地域協議会が支援交付金を交付するのに要する経費に助成

(2) 加算措置

共同活動等において、広域での取組を強化する活動組織に対し、協議会が交付金を交付

(1) これまで、農家が共同活動により行ってきた農地・農業用水等の資源の保安全管理については、

ア 農家の減少や高齢化等の進展により、保安全管理の体制が危機的な状況になりつつある。

イ 加えて、産業施策として推進中の担い手の育成の進展のためには、人手のかかるこれら資源の保安全管理がネックとならないようにする必要がある。

(2) 地域農業を持続・発展させるためには、担い手だけでなく、地域住民全体の理解と協力を得て、このような資源の保安全管理の活動を永続させることが不可欠。

平成22年度 393地区(鳥取市他)実施

実績

平成23年度 396地区(鳥取市他)実施

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7336

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより

「農地・水・農村環境保全向上対策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41402>

[▲ページ上部に戻る](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 01 地域自立活性化交付金事業(湖山池)

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.4 人と自然とのふれあいの確保

01 地域自立活性化交付金事業(湖山池)

施策

1 事業の目的

親水護岸整備や浅場造成等により、景観改善や水質浄化を図り、良好な水辺空間の確保と保全に取り組む。

2 事業の内容

護岸工(なぎさ護岸) 付帯工 一式
管理道路工 L=530m

3 事業の現状及び課題

湖山池周辺のコンクリート護岸が老朽化し、護岸がはらみ出し、土砂が池へ流出して護岸背面が陥没し、危険な状況であった。

また、直立護岸のため、季節風による波しぶきが背後住家へ飛散する問題もあった。

さらに、近年、流域の宅地化等により、水質や水辺の景観が悪化している。

実績

水質浄化及び生態系に配慮した環境の創出として浅場造成(L=700m)を実施。

連絡先

県土整備部河川課 計画担当 電話0857-26-7379

参考URL

鳥取県県土整備部河川課のwebサイトより

「河川課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28143>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 02 ふれあい集う森の発見事業(森のいろは塾)

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.4 人と自然とのふれあいの確保

02 ふれあい集う森の発見事業(森のいろは塾)

施策

1 事業の目的

広く小学生等を対象にして、試験場研究員の日ごろ培った知識及び技術等を活用して森林内での体験学習、木工教室等を実施し、森林・林業の大切さや、木材の良さへの理解を深める。

2 事業の内容

4つの体験型講座(①昆虫の世界を探検／②森の木々を調べる／③木で染めよう／④木工品を作ろう)を林業試験場構内、21世紀の森で実施する。



木工品を作ろう



森の木々を調べる

実績

(目的)

広く小学生等を対象にして、試験場研究員の日ごろ培った知識及び技術等を活用して森林内での体験学習、木工教室等を実施し、森林・林業の大切さや、木材の良さへの理解を深めて頂く。

(実施概要)

実施日時:平成23年8月6日(土) 午前9時～午後3時
場所:農林総合研究所林業試験場(鳥取市河原町稲常)

内容:

(1)昆虫の世界を探検しよう

- (2) 森の木々を調べてみよう
- (3) 木で染めてみよう
- (4) 木工品を作ろう

(参加者) 135名(保護者を含む)



連絡先

農林水産部 農林総合研究所 林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-2511

参考URL

農林総合研究所林業試験場のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=70824>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥 鳥取県生活環境部環境立県推進課
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194
E-mail kankyurikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 03 野生動物ふれあい推進事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.4 人と自然とのふれあいの確保

03 野生動物ふれあい推進事業

施策

1 事業の目的

「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(H19環境省告示)及び「第10次鳥獣保護事業計画」に基づき、傷病鳥獣の救護等の各種事業を実施する。

2 事業の内容

(1) 傷病鳥獣の救護

負傷、衰弱、幼少等の原因で収容された野生鳥獣の自然界への復帰を目指して、動物病院等に治療を委託する。

(2) 愛鳥モデル校の指定・育成

野鳥保護教育の取組が盛んな小中学校を愛鳥モデル校に指定し、授業等で野鳥の巣箱や愛鳥週間ポスターの作成、野鳥観察会、野鳥学習会等を行うのに要する経費を助成する。

(3) 愛鳥ポスター・巣箱コンクールの開催

鳥獣愛護の精神涵養に資するため、愛鳥週間用ポスター原画募集の全国コンクールに併せて、県主催の図案コンクールや、野鳥の巣箱コンクールを実施する。

(4) 鳥獣生息状況等の調査

鳥獣保護区等での鳥獣生息状況、渡り鳥の渡来状況、オシドリ及び猛禽類の生息状況等を把握するため、委託により調査を実施する。

3 事業の現状及び課題

○傷病鳥獣の救護を行うことにより、絶滅危惧種等を含む鳥獣の野生復帰を図り、種の保全や、環境のモニタリングに資することができるが、救護期間の長期化や救護経費の増加に対応するため、今年度より救護対象鳥獣の限定と、治療期間の基準を明確化する。

○愛鳥活動をとおして、子供たちの自然環境保全意識の普及と愛鳥思想の高揚を図るとともに、コンクール開催を広く世間に広報し、県民の野生鳥類に対する保護思想の普及を図る。

このため、愛鳥モデル校の指定は重要であり、今後も指定校増への取組を継続する。

実績

- ・愛鳥週間ポスターコンクールの実施281点(小学生の部174点、中学生の部41点、高校生の部66点)、うち1点は、平成24年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール((財)日本鳥類保護連盟主催)に入賞
- ・野生動物のすみかコンクール(旧巣箱コンクール)の実施(応募373名(小学校128名、中学校245名))
- ・愛鳥モデル校(小学校13校、中学校3校)へ愛鳥活動経費に対する支援を行った。
- ・傷病野生鳥獣125個体(鳥類99羽、獣類26頭)の救護対策を行った。

・各種野生鳥獣の生息状況についての調査を行った。(鳥獣保護区内の状況、ガンカモ類の渡来状況、県鳥オシドリ
の生息状況)

連絡先

生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより
「平成21年度愛鳥週間ポスターの入賞者」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=105434>

「愛鳥モデル校」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=97063>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

 鳥取県生活環境部環境立県推進課
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194
E-mail kankyurikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 04 鳥取砂丘保全・再生事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.4 人と自然とのふれあいの確保

04 鳥取砂丘保全・再生事業

施策

1 事業の目的

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」に基づく監視体制の整備及び意識啓発活動を行う。

2 事業の内容

- (1) 鳥取砂丘レンジャーを配置し、砂丘利用者へ砂丘の価値を解説するガイドや条例趣旨の徹底を図るための巡視活動の実施
- (2) 砂丘の魅力情報を発信するガイドツアーの実施

3 事業の現状及び課題

(1) 現状

- ・鳥取砂丘レンジャーの配置 6名
- ・落書き件数 平成22年度453件
- ・年14回の鳥取砂丘魅力満喫ジオツアーを計画
- ・砂丘レンジャー日記(HP)等によるタイムリーな砂丘の魅力の情報発信



巡視活動



ジオツアー

実績

1 「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」施行に伴う巡視等の活動拠点機能

- ・砂丘利用者へのガイド及び啓発(砂丘の価値や魅力の解説、条例趣旨の啓発)活動を実施した。
 - ・巡視活動により、413件の落書き行為を発見した。
- (1)行政指導等 該当なし
(2)注意

禁止行為等	件数
文字図形等の表示(条例第10条第1項第1号)	80
花火等(条例第10条第1項第2号)	0
不法投棄(条例第10条第1項第3号)	0
その他	0
合計	80

2 鳥取砂丘の紹介、案内窓口機能

- ・砂丘事務所が主催するガイドツアーをサポートする砂丘ガイドサポーターを新たに6名登録した。
砂丘ガイドサポーター 43名(平成24年3月末現在)
- ・鳥取砂丘利用者への啓発活動として、鳥取砂丘レンジャーによるガイドを2,042件実施し、砂丘の価値や魅力を知ってもらい、砂丘をより楽しんでもらうことができた。
- ・鳥取砂丘の価値や魅力を再発見・理解してもらうためガイドツアーを14回実施し、延べ216名が参加した。
- ・「砂丘レンジャー日記(ホームページ)」により旬の砂丘の魅力を情報発信し、25,403件の閲覧があった。

連絡先

生活環境部 砂丘事務所 電話0857-22-0582

参考URL

鳥取県砂丘事務所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100183>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 05 森林の癒し活用事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.4 人と自然とのふれあいの確保

05 森林の癒し活用事業

施策

1 事業の目的

全国的に注目されている「森のようちえん」、「森林セラピー」など、森林の癒しの活用を推進し、とっとり発の取り組みとして全国に発信し、県外からの誘客資源へと発展させる。

2 事業の内容

(1) 森林の癒し活用推進事業

○森のようちえん支援事業

森林内での保育活動に要する経費について助成

○森林の癒し普及団体育成事業

森林セラピーツアー、マイナスイオンツアーなど、森林の癒しを活用したトライアル的な活動に要する経費について助成

○森のようちえん指導者養成研修

森のようちえんに取り組もうとする者を対象に、運営のノウハウ等の研修を実施

(2) 森林の癒し効果研究事業

○森のようちえん効果研究事業

「森のようちえん」における子どもの発育に与える影響等についての調査、研究

事業期間: 平成23年度～25年度

○森林セラピー研究プロジェクト事業

森林セラピーの科学的効能を研究し、企業向けに、社員の健康増進やメンタルヘルス対策等の森林セラピー・プログラムを開発

事業期間: 平成23年度～25年度

活動の段階	スタート期	発展期/安定期
森のようちえん	◆森のようちえん支援事業 スタートアップ型(トライアル) 育成型(継続的) 事業主体: 団体、保育所等 対象経費: 森林内での保育等に係る経費 補助額: 市町村の負担する額の2/3または1/2	
	◆森のようちえん指導者養成研修 森のようちえんの指導者を養成する研修を実施	
	◆森のようちえん効果研究事業 森のようちえんの効果について研究を実施、事業費:2,000千円、実施期間:H23~25	
森林セラピー	◆森林の癒し普及団体育成事業 対象経費: 事業の企画、検討、トライアルに係る経費 補助額: 市町村が負担する額の2/3	
	◆森林セラピー研究プロジェクト 研究内容: 科学的効果、企業向けプログラムの開発、事業費:1,000千円、実施期間:H23~25	

3 事業の現状及び課題

○森のようちえん

智頭町で通年型森のようちえんができ、県内の数団体がイベント的に取り組んでいる。
 (課題) 県内各地の保育所等への普及拡大

○森林の癒し

平成23年7月に、智頭町で森林セラピーがグランドオープンし、本格稼働。
 (課題) 智頭町以外での森林の癒しの取り組み拡大

実績

○森のようちえん

智頭町で通年型森のようちえんが設立され、先進的な事例として多くのマスコミで取り上げられた。
 体験会には県内外から多くの参加者があり、H23年度は360名が参加した。



○森林セラピー

智頭町で森林セラピー基地が平成23年7月にオープン。
 森林セラピーが本格的にスタートし、関西圏中心とした県外から好評を得ている。

連絡先

農林水産部 森林・林業総室 電話0857-26-7304

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 06 全国植樹祭準備事業

 [もどる](#)

5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5.4 人と自然とのふれあいの確保

06 全国植樹祭準備事業

施策

1 事業の目的

「第64回全国植樹祭」(平成25年鳥取県開催)に向けて開催準備を進める。

2 事業の内容

- (1) 鳥取県実行委員会等の運営
- (2) 大会会場整備
- (3) 大会にかかる基本計画等の策定
- (4) 大会PR、広報(各種コンテストや広報PRグッズの作成等)

3 事業の現状及び課題

- ・ 平成25年に鳥取県で開催することや大会を契機に森林づくりに対する気運の醸成は、まだ一部関係者に留まっており、さらに大会開催の周知を図ることが必要
 - ・ 実行委員会や各種の専門委員会によって、広く県民や関係機関の意見を取り入れながら大会準備を推進
 - ・ 大会開催準備を本格化させ、大会の開催と開催の意義をさらに県民へ周知するため、苗木のホームステイなど各種イベントやPR活動を展開するとともに、全国豊かな海づくり大会(平成23年10月開催)などのイベントと連携して積極的に広報
 - ・ 先催県の状況を参考に、より鳥取県らしい大会が開催できるよう基本計画、実施計画を策定
 - ・ 大会開催への気運の全県的な盛り上げ及び大会終了後の持続可能な森林づくり活動を推進するため、全国豊かな海づくり大会から白うさぎ大使を引き継ぎ、新たに「美鳥(みどり)の大使」として県民参画によるボランティア活動などと呼びかけ



式典会場イメージ図

実績

平成25年春季の開催に向け、林業関係団体、森林保全活動関係団体、行政など幅広い分野で構成する実行委員会を組織して第64回全国植樹祭の準備を進め、具体的な開催計画を盛り込んだ「第64回全国植樹祭基本計画」を策定した。

また、各種コンクールの開催、苗木のスクールステイの実施など多くの県民に参加を促すとともに、PRキャラバン隊を結成し、開催気運の醸成に努めた。

1 第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会の開催状況

実行委員会総会 3回、幹事会 7回、専門委員会 5回

2 大会PR、広報

・広報活動の実施

大会シンボルマーク（キャラクター）及びその愛称（トッキーノ）を決定した。また、大会シンボルマークを隊長とするPRキャラバン隊を結成し、県内市町村、イベント及び小学校等を順次訪問し、PR活動を行った。



○PRキャラバン隊訪問実績（平成23年11月4日～平成24年3月31日）

訪問先	箇所数
小学校	42箇所
イベント	93箇所
その他	47箇所
合計	182箇所

・各種コンクールの開催

多くの方に全国植樹祭に関わっていただくため、大会テーマ、大会シンボルマークデザイン・愛称及び全国へ配布するポスターの原画コンクールを開催した。

○各種コンクールの応募状況

コンクール名	応募数
大会テーマ	1,724

シンボルマーク	2, 273
シンボルマーク愛称	4, 531
ポスター原画	545

3 県民運動の展開

森・川・海などの鳥取県の環境を守りはぐくむ活動に県民自ら取り組む県民運動「とっとりグリーンウェイブ」を展開し、県民運動に参加した方を「美鳥（みどり）の大使」に認定し、県民運動の定着を図った。

○認定状況（平成24年3月31日現在）

区分	事業数	認定者数
森林環境の維持・保全活動	20	1,730
環境美化・啓発活動	13	1,072
海・川・湖沼の環境・水産資源の保全活動	2	130
合計	35	2,932

4 苗木のスクールステイ・地域植樹の実施

全国植樹祭で植樹する苗木の一部を県内の小学校に育成してもらう苗木のスクールステイを開始した。また、県内市町村がリレー形式で植樹を行うリレー植樹を始め、全国植樹祭と森づくりへの関心を高めた。

苗木のスクールステイ	県内42小学校に約1,000本を配布
リレー植樹	平成24年3月に北栄町で第1回目を開催 (全国植樹祭開催まで県内の全市町村で行う。)

連絡先

農林水産部 全国植樹祭課 電話0859-31-9364

参考URL

全国植樹祭課のwebサイトより

「第64回全国植樹祭」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=146412>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyurikken@pref.tottori.jp